

第五十八回
国会

参議院物価等対策特別委員会会議録第十三号

(三三四)

昭和四十三年五月二十二日(水曜日)
午後一時十分開会

委員の異動

五月十八日

松永 忠二君

補欠選任
渡辺 勘吉君

五月二十二日

林田修紀夫君

補欠選任
菅野 儀作君

岸田 幸雄君

中村喜四郎君

高橋 衛君

中津井 真君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

大森 久司君

岡本 悟君

櫻井 志郎君

村田 秀三君

田代富士男君

委員

大竹平八郎君

木村 睦男君

菅野 儀作君

任田 新治君

中津井 真君

林田修紀夫君

山本 杉君

木村美智男君

田中寿美子君

藤原 道子君

中沢伊登子君

衆議院議員

議者

議者

議者

第二十部

物価等対策特別委員会会議録第十三号 昭和四十三年五月二十二日【参議院】

國務大臣
内閣総理大臣 佐藤 榮作君
農林大臣 西村 直己君
國務大臣 宮澤 喜一君

政府委員

公正取引委員会
委員長 山田 精一君
委員 八塚 陽介君

厚生省薬務局長 坂元貞一郎君

厚生省社会局長 今村 譲君

農林省畜産局長 岡田 覚夫君

食糧庁長官 大口 駿一君

事務局側

常任委員会専門
員 坂入長太郎君

本日の会議に付した案件

○消費者保護基本法案(衆議院提出)

○諸物価の値上げ抑制に関する請願(第三三三〇号)

○公共料金値上げ反対等に関する請願(第三一三〇号)

○公共料金の値上げ問題に関する請願(第三六八八号)

○公共料金の値上げ反対等に関する請願(第四八四九号)(第五二〇二二号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(大森久司君) ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

去る五月十八日、松永忠二君が委員を辞任され、その補欠として渡辺勘吉君が選任されました。

○委員長(大森久司君) これより消費者保護基本法案(衆議院提出)を議題といたします。

質疑に先立ちまして、厚生省当局より発言を求められております。これを許します。坂元薬務局長。

○政府委員(坂元貞一郎君) 先日の当委員会、田代委員から、リプロン製剤についていろいろ御質問がございましたが、それについてお答えをいたします。

一括的に申し上げますと、先般御指摘のあった点について、昨日まで調査をいたしました結果、完全には十分な証拠は見つかっておりません。いままでの段階におきましては、御指摘の広告面において不適当なものなり、あるいは、やや行き過ぎた点がございますので、そういう点については、今後事実をさらに究明をいたすという方針のもとにおいて、とりあえず、昨日現在において、そういう不適当な表現なり、あるいは誇大に近い表現、そういうものを是正せよという意味において、広告について、現在薬局等に渡っているものについては全面的に回収を命じました。

と同時に、また、製剤に添付されております文書の中にも誇大に近いものが見受けられますので、この製品につきましても、当該メーカーに、昨日付をもって製品の回収を命じました。したがって、今後、まだ究明がなされていない点もございますので、さらに事実を究明しまして、最終的には、事実が判明した段階において、御指摘の製品についてどうするかというのを決断をくだすつもりでおりますが、とりあえずの措置としましては、昨日段階において、回収等の措置を命じ、また、文書をもって都道府県等を通じてその旨を概括的に申し上げましてお答えにかえたいと思

ます。

○田代富士男君 先日のこの委員会におきまして、私はリプロンの問題を取り上げまして、八項目にわたって質問をしております。で、その後、いま局長が申されましたとおり、全部製品を回収し、そうして、現段階におきましては、その製品に対して調査の段階である、まあその検討した結果、その態度についてもあらためて報告をいたしますと、そういう御答弁でございます。その趣旨は私もよくわかりますが、私が申し上げました一番から八番までの問題点のうち、六番までは、その問題は、局長の答弁によって、これは出てくるであろうということは私も推測できるわけなんです。七番目に申しておりますとおり、本品は医薬品であるのか、いかなる根拠によって医薬品として許可したのか、許可したのはいかなるデータに基づいて行なったのかというのを、私は、七番目にこれは申し上げておりました。だから、この点につきましては、調査をしてから正式な厚生省の立場としての報告があるのが当然だろうと思うのですが、これはもう医薬品としての一応の許可をしているわけなんです。だから、その医薬品として許可をしたデータがあるはずなんです。まあ、調べたデータと結果とが一致するものであるか、あるいは一致しないものであるか、それはまた検討の段階が残ると思うのですが、結果論から言いますと、医薬品として不当表示というものがなされているという点において私は質疑を申し上げた次第なんです。そういうところからするならば、私は、七番目の質問に対しましては、もっと、そのように許可をしたという段階のデータくらいは示していただきたいわけなんです。それを私は期待していたわけなんです。それと、いま全部の製品を回収し、そうしていま検討している段階、その上に

立つて——私が八番目に申し上げました、まあ結論的に言つて、薬事法並びに不当表示防止法違反であるというふうに思われるが、厚生省並びに公取の当局としての考えはどうかというのを聞いておりました。この前の委員会の段階から私は一歩も前進してないじゃないかと思うのです。が、少なくとも、一番から六番まではさておきまして、七番目の質問くらいは、もうちよつと答えていただきたいと思うのですが、局長どうですか、その点お願いします。

○政府委員(坂元貞一郎君) その点の答弁漏れがありまして恐縮いたします。

七番目の項目の中に、医薬品として許可しているかどうか、またどういふ根拠によつて許可しているかというお尋ねでございましたが、これは、現段階におきましては医薬品として許可しております。その理由は、三十六年一月に医薬品として許可したわけでございますが、当時の臨床データというものは、九州大学の皮膚科の臨床データが百十一例ございまして、それに基づきまして、このリボン製剤につきまして、色素の異常症、それから顔面黒皮症というような疾病の予防、治療に有効な治験例が出てまいつたわけでございまして、したがって、三十六年当時、そういう九州大学の皮膚科の臨床データに基づきまして医薬品として許可しているわけでございます。ただ、これから私どもの今後の検討課題になるわけでございまして、現時点においては医薬品として許可している事実につきましては、この種のたぐいのものについて今後とも医薬品として許可するかどうか、あるいはまた、医薬部外品という制度がございまして、医薬部外品として許可していくかどうか、確かにこの点については、御指摘のように、若干運用面が、まことに申しわけないと思つて、過去の事例から考えますと、乱れていゝという点がございまして、この種の製剤について、医薬品として許可するほうがいいのか、医薬部外品として許可するほうがいいのか、そういう基本問題について早急に検討をいたしたい、かやう

に思つておるわけでございます。

○田代富士男君 いま局長の答弁の中で、九州大学の医学部皮膚科のデータをあげていらつしやいます。この前も私は委員会でも申し上げました。この薬だけの効果で——いま二つの症状が確認されたということでございますが、これ以外に、いろいろ、ビタミン剤とか、ほかの薬も飲んだ上での結果なんですね。そのことについて、私は医者でないですから、詳しいことはわかりませんが、どうも、そういうことも含んだ上に許可になったと思うのですけれども、これ自身が広告に出てくる。誇大広告と申しますか、不当表示と申しますか、そういう面からは、これはまぎらわしい感じを受けるわけなんですね。だから、そういう面でも、一たん三十六年には許可されておりますけれども、現時点におきましては、それだけの結論が出ていない面も、あのこの前差上げましたデータに出ていたと思うのですが、今後検討する余地があるということでございますが、そうした場合に、またこれは先の段階になると思ひますが、いま申し上げましたとおりに、結論としては、薬事法並びに不当表示防止法というものに對し、まず、その面から考えていつた場合には、私は検討する余地は多分にあると思ひますが、これに對する局長のお考え、いかがでございますか。

○委員(大森久司君) 簡単に申し上げます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 薬事法違反の問題につきましましては、冒頭に申し上げましたように、昨日段階までの検討の結果は、まだ確証を得るところまで至っておりません。したがって、ただそういうような広告面なり何なりでそういうような疑いが濃厚だというふうな段階でございまして、今後さらに事実を究明しまして、法律違反になるかどうかというところは早急に検討を進めたい、かやうに思つておるわけでございまして。

○委員(大森久司君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を起してください。

い。

本法案に對し質疑のある方は順次御発言願います。村田君。

○村田秀三君 総理が一時二十分に出席をするというのでありますが、すでに二十分を経過いたしております。したがって、長官にお尋ねをいたします事項が前後するということが、ないしは途中で切れるということもございしますが、御了承いただきしたいと思います。また、あらかじめお断わりをいたしておきますが、総理に對する質問と、それから長官に質問いたします事項が重複する傾向がございまして、これまた御了承をいただいております。

まず、初めにお伺いをいたしたいと存じますが、きようはまあ基本法の最終段階の審議でもございまして、一つの問題を結んで論議をするという、そういう審議のしかたは、時間の関係もございまして、できなかつたかと存じます。ただ、問題点を抽出しまして、長官の考えを伺うというところになるかと存じますので、その考えのあるところを端的に表明をいたしたく、かやうにしてまいりたいと思ひます。

初めに公共料金の問題についてお伺いをいたしたい。これは事前に申し上げておらなかったもので、あるいは答弁のしにくい面があるかと存じますが、二月でございまして、これは新聞だけ見たわけでございますが、東京都の加入電話が二百萬を越す、そういうことで料金の改定、これはまあ九%値上げということでありまして、これについて長官は、法律上どうにもならないというが、法律は国民のためのものであり、法律違反をやむを得ないのではないかと事務当局に値上げをしないよう検討を指示した、こういう表現で新聞に報道されておるわけでありまして、率直に言ひまして、どのように考へておられるかどうかという点と、その後の経過をお伺いいたしたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういうことがございまして、これは電気通信法でございまして、の規定によつて、自動的に、加入個数がふえることによつて高くなるということになつておるわけでございます。そこで、これをどうにかする方法はないだらうかということだといふ研究をいたしまして、むろん、法律違反をしてもいいからということをお願いしてはございまして、法律がそれであるとするれば、何か施行規則その他によつてそれを実情に合うようなやり方はできないものか。また、場合によつては単行法を出すこともできないものか、いろいろなことを考へまして、郵政大臣もずいぶんこの点は積極的にお考えを實はいたされたわけであります。で、結論をいたしましては、全国にそういう個所が非常にたくさんあるやうでございまして、つまり、個数がふえまして一階級上にいくという、東京都はその一番上のクラスでございまして、下のほうは十何階級かございまして、たくさんあるやうでございまして、どうもこれをそういうふうな処理することがむづかしい、かえつて、分割いたしますと市外料金になつてしまふというやうなことが起こることであつたりいたしまして、そこで、郵政大臣としては、いづれにしても明年こころのところは再検討する必要がある、法律改正をお考えのやうでございまして、私としても、差し迫つたことでもございまして、私としても、どうもやむを得ず明年に宿題を残す、こういうことにならざるを得ないのではないかと、いふふうに思つております。

○委員長(大森久司君) 質疑中ですが、ただいま内閣総理大臣がお見えになりましたので、この際、内閣総理大臣に對する質疑を行ないます。なお、質疑時間は、去る五月十五日の委員会において御了承を得ました社会党三十五分、公明党十五分、民社党十分の範囲内をお願いいたします。

定によつて、自動的に、加入個数がふえることによつて高くなるということになつておるわけでございます。そこで、これをどうにかする方法はないだらうかということだといふ研究をいたしまして、むろん、法律違反をしてもいいからということをお願いしてはございまして、法律がそれであるとするれば、何か施行規則その他によつてそれを実情に合うようなやり方はできないものか。また、場合によつては単行法を出すこともできないものか、いろいろなことを考へまして、郵政大臣もずいぶんこの点は積極的にお考えを實はいたされたわけであります。で、結論をいたしましては、全国にそういう個所が非常にたくさんあるやうでございまして、つまり、個数がふえまして一階級上にいくという、東京都はその一番上のクラスでございまして、下のほうは十何階級かございまして、たくさんあるやうでございまして、どうもこれをそういうふうな処理することがむづかしい、かえつて、分割いたしますと市外料金になつてしまふというやうなことが起こることであつたりいたしまして、そこで、郵政大臣としては、いづれにしても明年こころのところは再検討する必要がある、法律改正をお考えのやうでございまして、私としても、差し迫つたことでもございまして、私としても、どうもやむを得ず明年に宿題を残す、こういうことにならざるを得ないのではないかと、いふふうに思つております。

○委員長(大森久司君) 質疑中ですが、ただいま内閣総理大臣がお見えになりましたので、この際、内閣総理大臣に對する質疑を行ないます。なお、質疑時間は、去る五月十五日の委員会において御了承を得ました社会党三十五分、公明党十五分、民社党十分の範囲内をお願いいたします。

○村田秀三君 長官、しばらくお待ちをいただきまして、総理大臣がお見えになりましたので、直ちに要点のみ質問をいたしたいと思ひます。

まず初めに、本法、消費者保護基本法の法律の施行について国民は大きな期待感を持つていゝと

まず初めに、本法、消費者保護基本法の法律の施行について国民は大きな期待感を持つていゝと

思います。まあしかし、その期待の反面、ある程度のきびしい批判もあるわけでございまして、その批判を要約いたしますと、今日まで消費者保護に関する法令というものは百五、六十ある、しかしながら、それが実際には働いておらない傾向というものがあつた、ないしは、基本法と名のつく法律は幾つかあるけれども、それが単なる訓示規定であるとか、あるいは宣言法に終わつてゐる傾向というものがあつた、二の舞い三の舞いを踏むのではないかと、こういうような批判の声をあつて存じます。しかし、その批判にいたしまして、期するところは、やはり行政が消費者の保護に立つてほしいという期待感があることだけは間違いないわけでございまして、批判といえども、これは国民ひとしく大きな期待感を持つてゐると私は考えます。

そこで、総理の衆議院物価対策特別委員会での御発言もございしますが、この法律の趣旨が実際に生かすか殺すかというところは、行政各省の一体的な努力がなければならぬ、行政の最高責任者である総理大臣の、やはり相当な決意が必要ではないかと思ひます。総理のその決意を、まずもお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作君) 申すまでもなく、経済の発展、この利益は、最終的に国民に還元されなければならぬ。その立場に立ちまして、すべての経済活動や政治活動をまともにいかなければならぬと思ひます。したがって、ただいま御意見を述べられた点につきましては、私ももちろん同感でございます。そういう意味で、消費者というのか、最終的な利用者、これをもつと保護する積極的な意図を持たなければならぬ、かように思ひます。まあ、いままで、一部におきましてとかく生産に力が入り過ぎてゐるのじゃないか、こういうふうな批判をしばしば受けてゐた。しかし、生産に力を入れたというわけではないんだと思ひます。どうも日本の経済そのものが、いままでとはかく欧米の先進国に比べてましておくれを

とつておる、そういう意味で、追いつけ追い越せといひますか、そういうようなかけ声のもとに生産をますます増強した、こういうことがありましたので、その非難も当たつたかと思ひます。しかし、問題は、経済を進展させること、これは、とりもなおさず、その利益、これを消費者の利益に結びつける、こういうことにあると思ひます。そういう意味で積極的な態度で進むつもりでございします。

○村田秀三君 総理の決意はお伺いをいたしました。さういふ決意であることを前提といたしまして、これから若干具体的に質問をいたしたいと存じますが、まず、総理は、衆議院の物価におきましていろいろと御答弁をいたしておられます。その内容の概括的に取りまゐつてまいります。その一つは、古い行政法規はこれを改革する、この基本法にのつて古い行政法規は改革するといふことが一つあつておられます。その次に、資本と労働と消費者に對しまして、いわゆる企業利益を三者分配するといふ趣旨の発言もあるわけでありまして、また三番目には、公共料金の値上げは軽々に賛成をすべきものではない、慎重に扱わなければならぬ、こういうことも言つておられます。四番目には、これはただいま当物価委員会におきましてたいへん問題になりまして富士・八幡の大合併の問題にからんでの御発言と思ひますが、価格形成について何らかの監視機構を考へていく、こういうことが言われておると思ひます。さういふことについてよろしいかどうか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 私の発言について、たいへんよくまとめていただいたと、かように思ひます。ありがとうございます。
○村田秀三君 お認めをいただきましてありがとうございます。この関連する法令の改正、これは、当委員会でも各委員が個々別々の問題をとりまゐりまして、奥深く追及をして、そうして部分的には検討をするといふ意味の発言をなされて

ておつたということもございします。これは、とにかくに総理大臣に、どの部分をどうするのだというやうな言い方をしても、これはお困りであることは間違ひございせん。したがって、そのことは私は本日触れません。いずれ、その状況をみて、一つ一つ個別に委員会において検討するといふことが必要だと存じますので、それは省略をいたしますが、やはり私が重要な部分だと思ひましたことは、資本と労働者と消費者と三者分配を考慮するといふけれども、どのような内容を持つものであるか、何か具体的な考えがあるのかないのかという点でございします。それをひとつお伺いしたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作君) 先ほどお答えいたしましたように、経済の大目標と申しますが、最終目標、これはもう、国民の利便の増進、生活の向上といふことにあるわけでありまして、そこで、企業と労働と消費者と、問題は、そういう場合に、勤労に分配されたり、あるいは配当で資本に分配される、この二つはわかりやすい話であります。多くの場合に、労使双方の力によつてさういふものがきまる、これは普通の通説であります。しかし、私は、企業といふものは消費者に利便を与える、そういうことを考へると、やっぱり消費者を絶えず念頭に置いてこの利益分配について考へたらどうか、これは、どれくらいのことかといふ、こういうわけのものじゃないかと思ひます。企業経営の基本においてさういふ考へ方が望ましいのではないかと。すでに今日でも、電気機器、家庭用品などは、そういう意味で値段はどんどん下がつてゐる。最近、自動車を引き合ひに出すことがどうかと思ひますけれども、これも値段が下がつてゐる。これは、もうかるからといつて、その価格を維持するのではなくて、やっぱり消費者に利便を与えるように、値段を下げていく、この形が一番望ましい形ですね。さういふことで、もつと企業経営者が心がけておれば、世の中が問題を起さないうすむ。ただいま、消費者保護、消費者物価、こういうことをたいへんやかましく

言ひますけれども、やっぱり生産の面に携はる者が絶えずさういふことで氣をつけてもらひたい。また、電気洗たく機とか、テレビとか、ラジオとか、身近なところに現実にどんどん下がつておるものがある、かように思ひますので、さういふ方法をやつてもらひたい。これが私の基本的な考へ方でございます。

○村田秀三君 話の限りでは理解ができるわけですが、ただ、労働と資本の分配が労働運動という形態を通じて、公平に分配されておるのではないかと、さういふ趣旨のお話がございました。消費者の場合は、テレビが下がつたではないか、自動車が下がつたではないかといふことではありますけれども、はたしてその下がり方なりといふものが適切なものであるかどうかといふことを、消費者は知ることができないのではないかと私は思ふのであります。さういふこと、何がしか、そこには適切な分配が可能であるが、とき機能が必要ではないか、かように実は考へるわけでございます。さういふ趣旨の監視機構が必要であらう、さういふ意味のことを言つたのではないかと、私はそんなことを考へてゐるわけですが、この際、いわゆるその監視機構の内容までも考へになつておるのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作君) いまの基本的なものの考へと、ただいまお尋ねになります。いわゆる監視機構、これはまあ直接結びつたものは実はないのです。私は、ものの考へ方として、資本、労働、消費、この三つに分けたらどうかといふことを言つてゐるわけですが、いわゆる労働者自身、これも消費者であることには変わりはない。また、資本を出してゐる連中も同時に消費者だ、さういふ立場でありますから、この二つは、一応保護されておるのかうに考へられます。しかし、やはり製品価格といふものが安くならないと、いわゆる消費者に利益が還元された、さうい

うことが言えないのではない。これは、経営者自身がこの心組で、その生産利益の分配をとにかく気をつけてはかっていた。だから、株主自身も、値段をこれだけ安くするのだから、ひとつ了承し、配当はこの辺でまわして、くれ、また、勤労者に対しては、賃上げもやはりこの辺でひとつしんぼうしてもらいたい、こういうものがあつていいんだらう、かように私は思うのです。これは、普通、自由主義経済をとっております。これは、普通、自由主義経済をとっております。これは、普通、自由主義経済をとっております。

出ず弊害についても政府ももちろんよく考えなければならぬ、かように私は思つておる次第でございます。○村田秀三君 時間もありませんので、総理と論争をしていいと思います。いまの御答弁を聞いておきますと、気持ちとしてはわかるけれども、しかし、結果的に三者分配というのは実際にはむずかしいのだというように意味に聞き取れるわけですね。そこで、企業家の道義であるとか、社会的責任を高揚させるための措置云々というように、そこに入ってくるようなもの、言い方と私は受け取つたわけでございますが、しかし、それはそれなりに、きょうはそれまでにして置いて、一つの提言があるわけでございます。それを処理するために、私は二つの問題を提起してみたいと思つていますが、お考えをひとつお聞かせいただきたいのです。

一つは、四十一年三月二十五日、これは物価問題懇談会の提言でございます。いまはもう発展的解消してあるのだからと言へばそれまででありましたが、当時は、なるほどと思つて国民は見たと思つて、何となく、公営企業の原価公表の原則をとること。この場合、民営企業との経営比較を明確にするため、第三者的な経理専門家による説明ができるような仕組みをつくる必要がある。、こういうような提言であります。それと、もう一つは、何となく大型合併の問題を前提として私は申し上げるわけではございません。やはり同じ四十一年の十二月の六日でございますが、物価問題懇談会の提言でございますが、これは「寡占体制」という表現をいたしております。その中におけるところの寡占的価格というものは極力規制をしないといふ前提に立つて、「価格形成等の企業行動、市場構造、価格変動状況等について、その実態をつねに把握」することができるような機関を設置してはどうか。この表現の中には価格審議会云々といふことは使われておりませんが、総理が考えておる三者配分というものを合理化するために、需

要家あるいは消費者、資本、三者合同によるところの価格審議会というふうなものの設置をこの際考えてはどうかと思つていますが、いかがですか。○国務大臣(佐藤栄作君) この二つの提案、いずれもが時宜を得たりつぱなものだと私は思つておる。ことに前者は、一部たたいま取り上げておると思つておるが、特殊な企業体の経理の公開という問題だと思つておる。一部そういうものがとられております。これなどはさらにもっと徹底することが望ましい、こういう御意見ではないかと思つておる。そういう意味で、くふうしてみることになります。経理の公開をできるだけ徹底させていただきます。まあ、公社、公団等におきましては、こういうものが必要だ。あまり範囲を拡大いたしませんと、いろいろ弊害を生じますけれども、少なくとも公社、公団についてはそういうことが必要だ。第二の御提案、まあたたいま物価安定推進会議等を設けております。この中には、いろいろな部会がございます。それで、部会等でもいろいろ検討いたしております。しかし、さらにたたいまは具体的に三者構成のものを提案されておりますから、こういうものを物価安定推進会議におきましてもおもしろいことじゃないだろうか。——おもしろいというの、興味という、ことに事柄が、まじめにやはり取り上げてやるべき効果があるようなものじゃないか、こういう意味でございますが、そういう意味で、宮澤君もここへ来ておりますから、ひとつ研究さすようにいたしたいと思つておる。

は法律に關係をする問題でございますから、例はちよつとまずいかもしれませんが、とにかく、こゝしはひとつ物価は四・八％に押える、こういう企画を立てたといつたにしても、各省庁これはばらばらでございますね。企画庁は、企画の能力はあるけれども、それは付与されておるけれども、それを行政面で生かしていくところの機能を持つておらない。私は、これから申し上げるようには考えありません。新聞なんかによりまして、国民生活局というのがあるけれども、これは物価安定推進会議の事務局の世話役程度で終わつてゐる——私は決してそうは思つておりませんけれども、これが新聞等の言い方でありまして、とすれば、この基本法を軸にして各省庁計画的に調整をして、それを実行していくというからには、何か強力な行政機構が必要だと、こう実は考えるわけでございます。その点についてお考えがあるかどうか、伺います。

ついでに申し上げますが、また、これを行なつていきますためには相当な予算措置が必要であらうと思つておる。さしたつて考えることは、検査機関であるとか、あるいは公取の任務を、その任務が達成できるようにするために人的体制も考えてみなくてはならぬ、こう実は思われるわけでございます。その予算措置、積み上げて計算をいたしまして、いま幾ら必要だといふようなもの、言い方でありませんが、対応する総理の姿勢があるかどうか、お伺いをいたしたいと思つておる。○国務大臣(佐藤栄作君) たたいま、何か行政機構で考えたかどうか、こういうお話です。これ、實際はたいへんむずかしいことなんですね。私が申し上げるまでもなく、各省庁に關係のある問題。それだけが、生産官庁、同時にそれが物価を扱つておる。ところが、これを各省まちまちの方針でなしに、統制のとれたものをやろうとする、そうすると、いま考えられるような一庁、まあ物価庁というものをこしらえれば非常にわかりいいじゃないか、こういうことですが、これでは、生産行政と物価行政がそれこそ二元になつて困る。た

○國務大臣(佐藤榮作君) 田中君、なかなかこまかいお話が出ていうようです。私も、消費者行政というものは、そういうこまかな点で注意しないとう、十分成果をあげないんじゃないかと思ひます。このたび、保護基本法案が各党共同で提案された。実はその意味で、たいへん今回の立法には期待をかけております。どうも、とかく政府が提案して御審議をいただいておりますと、問題はいへし、この点が惠へとか、つてどうも又附

いけれども、この点が悪いとがいて、でとうも反

分たちがつくった基本法でありますから、各党統一の立場で、そうして真にその目的を達するよう、このまかな点にまで注意して、どうすれば実際に消費者に役に立つのだろうか、こういうことで、くふうされるだろうと思います。ただいま最初中にお述べになりましたような点は、これは何といつても、経済企画庁、これが中心になりまして、いろいろ努力するだろうと思います。ことさらに、いままでの商品等から見ますと、これはいづつ、頭に使うものとか、あるいは危険なもの、あるいは毒性のもの、そういうものを発見されておりますが、多数の商品のうちには、毒性のある、あるいは危険なもの等々があるだろうと思ひます。あるいは価格が適正でないものも、もちろんあります。あるいは着色その他で困るものもありまゝ。こういうことがもつと徹底して取り調べられて、そうして、ほんとうの、真の消費者の保護に、これを守ることをの目的を達するように、ただ単に価格の適正ばかりじゃなく、そういう意味において非常に広い範囲で努力するという点があるのだらうと思ひますから、そういうことを考えますと、ただいまの予算編成の場合におきましても、これはやはり注意をいたしまして、そうしてむだにならないように、ただいまモニターについておあげになりましたが、これは、各省によりまして、それぞれ、目的は消費者保護とは言いながら、その形が幾ぶんか違つております。したがって

まして、一カ所で全部をやることはあるいは困難かと思ひますけれども、しかし、なるべく国民のほうから、類似のもので、これは一緒でもいいんじゃないかというふうなものもあるうかと思ひますが、そういう点も気を付けて、そうして金が十分効果をあげるように、効率的な予算が組めるように、これはくふうしたいと思ひます。ただいま、いろいろ具体的な問題についてのお話があったのですが、これらのこともむづかしいことには違ひありません。しかし、そんなことを言っていたら前進はありません。どうか、効果のあがるようにくふうしたい、また政府も、今度は皆さんと御一緒に御鞭撻を受ける、こういう立場で、各党から提出された基本法、これをうまく運用するように努力いたしますから、御鞭撻のほどをお願いいたします。

○田中寿美子君 予算と人員は……。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほど予算については申し上げましたが、これは政府がただふやすというだけでなしに、十分他の支出ともならみ合わせて、適正なる予算を組むようにしたいと思ひます。

○委員長(大森久司君) 田代君。

○田代富士男君 総理に最初にお願ひがあります。このような大事な法案に對しまして、やはり全面的に力を入れるのが一國の總理じゃないかと思ひますが、いまもここでいろいろ打ち合ひしておられますが、一時間ぐらいいの消費者保護基本法案を検討しようというの、そもそも無理じゃないかと思ひます。ほんとうに總理が国民大衆の生活を安定させたいと思ふならば、せめて、お忙しいからですから、二日、三日とは申しませんが、半日、一日ぐらいはとるくらいは佐藤總理であるならば、人気が上がるんじゃないかと思ひます。最初にお願ひをしておきます。これは当委員会の全部の声でもあります。全部の声で、その声、それは国民大衆の声であるということをおわけてお願ひしておきます。

そう言っている間に時間もなくなつてしまひ

ますので、先に移りますが、佐藤總理にすれば古い話で、一笑に付されるかわかりませんが、昭和三十一年の十一月の総選挙のおりでございまして。当時の總理は池田さんでございまして。その池田さんが、一兩年の間に消費者物価を必ず安定させる公約したけれども、から念仏に終わったことは、もう御承知のとおりであります。このときに佐藤總理は国務大臣でいらつしやいました。そのときに食費におきましてどう申されたか。物価問題については、いまのままなら一兩年も国民に申しぼうせよと言つても無理だ。このように申されまして、悪いことは悪い、はつきり改めるべきだと、そうして、物価安定と、日本の実情において積極的に取り組むべきであると、ほんとうに国民大衆の氣を得るような発言をなされました。ところが、自民党内ではいろいろ問題が起つたところでございまして、そのときに佐藤總理は、物価抑制は主婦の声である、国民大衆の声を代表するよう、な、まことにわれわれからするならば、りっぱな態度でございまして、現在、總理の座に着かれてからここまでずっと見てまいりますと、食費の発言とは、皮肉にもまる反対の政策をおとりになつていらつしやうな今日の形勢でござい

ます。これに對しまして、国民の聲でございまして、佐藤總理の政治感覚を疑わざるを得ない、このような不満を持ち、不信を持っている人々に對して、佐藤總理として、いかにそういう人々に納得をさせ、その人に対して希望をお与えになるか、最初にお願ひしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 物価問題、これはたいへんむづかしい問題でございまして、しかし、昨年は四・五%以内にとどめる、かように約束しました。そうして、大体四・二で、これ経過した。このこと一事も、やはりいいことはいいては、はめてもらわれないと、物によつて高くなつたものばかり責められて困る。その辺、公平に見ていただきたい。ことは、今度は四・八という高いところへマークしている。これは私もたい

へん残念に思ひます。しかし、この四・八、これを守ることは困難ではないかといふ言われておりますが、政府自身は、この四・八を実現するよう最も善い努力をすべく、せつかくいまい意気込んでおる最中でございまして。どうかひとつ、政府を鞭撻する、こういう意味で御叱正をいただきたくたいと、ひとつ御鞭撻をお願いしておきます。

○田代富士男君 佐藤總理が御指導、御鞭撻をいただくことでございまして、私からのお願ひは、御指導、御鞭撻する時間を与えてもらいたいと、あわせてお願ひしておきたいと思ひます。

そこで、時間があるから、私の要点をまとめてお聞きしたいと思ひますが、消費者物価がどうしてこのように上がるか、それは、経済全体の問題、あるいは国際的な問題等も加味して考えなくては、一概に解決できないと思ひます。しかし、いろいろ最近の様相を見ても、私は、大きく分けまして、これをすべてとは申しませんが、私なりの見方として、二点に分かつて問題があるのじゃないかと思ひます。

まず第一点は、政府の物価に対する姿勢と有効競争の問題でございまして。物価の安定は、いつも政策の第一番目に佐藤總理自身取組んでいらつしやいます。ただいまも、やっている最中だから激励をしてくれということもございまして、そのように取組んでいらつしやいます。いまの政策姿勢と申しますか、これが大企業中心の政策に偏重しているのじゃないかと思ひます。だから、大企業中心のその日本の財界の様相はどうかと云えば、巨額の税金や、あるいは郵便貯金または簡易保険など国民大衆の零細な資金をたまり安いい金利で借りて、そうして、それでもちまして設備拡張をや、そうして、自分のところでつくった製品をば十分の利益をとって押しつけていく、このようになつて気ままな大企業のやり方、に對しましては、政府自身で本気でその姿勢を改めさせなくちゃならぬ。ところが、これは後方に、政治献金という名のもとに多くの献金がなされていく。そうした場合には、大企業に対する発

言というものにもぶつてくる。租税特別措置に對しましても二千数百億円なされておる。まあそういうことから、財界を指導監督をするということにはできないんじゃないか。国民がどうあつてもよいのか。時間がありませんから省略しますが、国民不在、これは今日の税金の面から考えてもあんなにやないかと思ひます。大企業擁護の政策というものは、今回の自民党の参院選のスローガンの中にも、四十二年度の消費者物価上昇は、世界的な水準に比べて必ずしも高いとは言えない。物価よりも産業構造の改善をはかることが急務であると、このようなスローガンを掲げていらつしやることは、よく御存じのことじやないかと思ひます。このことからその姿勢をうかがうことができます。

また、話題になつておりますところの八幡製鉄と富士製鉄の合併問題に對しましては、合併するに至るところのよき条件を述べていらつしやいます。これは省略いたします。時間がございせんから。そこで、鉄鋼業界では、合併会社がプライスリーダーになることは時宜になつたものである、このようにも言つておりますが、一方、需要者関係の業界は一樣に価格が高硬直化するのを懸念いたしまして、この二社の合併はまさに市場支配力をバックに管理価格の形成をねらつたことは明らかである、このような見方をしております。また、事もあらうに、八幡製鉄の稲山社長は、合併によつて利益が大きくなることは事実であるが、これをすぐ消費者に還元するとはとんでもない、企業の場合はまず考えるべきことは株主配当と従業員のベースアップであると放言して、世間からあきれ返られておる。佐藤總理も、きょうの委員会においでになりまして、開口一番どのように申されたかという、このような経済的利益というものは消費者に還元しなくてはならぬ、開口一番そのように申されました。このような稲山社長の一言、この合併問題に對しまして経済企画庁長官も権名通産大臣も總理までも合併後の監視機構の話をお出しになりましたが、行政委員会

の中立性をなはだしく妨害するような行為じゃないかと私は思うのです。もつと慎重にやるべきじゃないかと思うわけなんです。このような大型合併がなされようとしておりますが、これに對しまして、國民大衆は、政府あるいは自民党は財界の思うままに動くという疑いをぬいぐ去ることはできないし、これは鉄鋼関係ばかりじゃありません。ビールの業界にしましても、酒税の値上がりによりまして百二十七円に値上がりいたしました。またさらに三円値上げしようとしておる。三円値上げということは、一びんで三円でございしますが、一年間の需要量からしますと数十億円になるのです。このように、財界が一つ言うことによつてそのように動かされてしまう。また、しゅうゆの問題一つ、そのとおりであります。このように、物価問題では、すぐにわれわれが実行しなくちゃならないことは、価格協定などによる物価のつり上げを監視するとともに、管理価格あるいは独占、寡占による価格の硬化化のないように有効競争の徹底をはからなくちゃならぬのです。そして、そのようなものを助長しようとする圧力に對しては、政府自身がこのような問題に断固取り組まなくちゃならぬのです。そのような政府の姿勢と有効競争の問題点が、まず一つでござい

ます。第二点の問題は、ただいまも出てまいりました公共料金の問題でございします。私は、無条件に永久に公共料金をストップせよというふうな、このような無謀な主張は申し上げるものではないと、このように先日も、ある銀行から出されて「物価と國民生活」というものがございしますが、それを讀んでまいりますと、その中に書いてございします。消費者物価上昇の傾向は、四十一年を境としてそのパターンが変化してきた。どのようにならうと、國会が何らかの形で関与するところの公共料金のあり方というものは、いままではそれ自身が物価上昇をセーブする役割りを果たしていたことになる、それが、四十一年からは政府主導型の物

価、料金の値上げになつてゐる、そういう問題ですね。まあ政府自身の手によつて、主導して値上げしているのはけしからぬという、この二点につきまして佐藤總理はいかがお考えか、その点をお願いいたします。

○國務大臣(佐藤總理) 物価に對する基本的な問題、これは、もちろん、政治のあり方、政府の姿勢も問題でございします。また同時に、企業自身、あるいは國民全体がやはり関心を持たないといふことは、政府だけでこれを片づける、それは無理だと思ひます。私は全部が協力しないといふかぬと思ひます。そこで、ただいま御指摘になりましたとおり、政府の姿勢、その中に大企業中心の政治をやつてゐるのけしからぬ。私どもは大企業中心の政治をやつておりません。これはあらゆる機会に私も説明したので御理解はいただいておりますが、零細業に對してしましても、中小企業に對してしましても、育成強化をするといふので、ずいぶん私も力を尽くしております。したが、予算的な對策も講ぜられております。したが、いまして、ただいま言われるように、大企業中心の政治をしてゐる、さうな認識では、私どもの態度が正しく理解されぬ、かように思ひます。で、この点はひとつ十分御理解のいくように、また時間が許せばもっと説明もしたいと思ひます。ただ、言われるような態度ではない、これだけを申し上げておきます。ただ、その場合に、献金の話が出てまいりましたが、物価の問題と献金の問題は直接関係はございせんから、それについて批判はしばらく預からしていただきます。

ただ、稲山君が京都で發言したというふうなことで、ただいま御指摘になりましたように物議をかもしております。しかし、私十分稲山君の話も聞いております。いわゆる新聞に出たところだけでは、必ずしも稲山君の真意を伝えておるとは思ひません。したが、私が申し上げますように、やはり企業家は、何といつても、三者——資本、労働、消費、この三者に適當なる配分をする、その心組みでなければならぬ、そのつもりで私は

これからも指導してまいります。

また、協定価格等については、公取におきまして、その公取も自分たちの権限の上におつておるわけではございせんし、ことに最近のごとく消費者行政のやまましといふときには先ず立ち上がりまして國民を守る適正なる処置をとるものと、かように思ひます。公取は、これは政府と直接関係はございせんので、独自の立場において、さうなことがきめられると、こういうことですか、独立官庁としての公取の機能にもわれわれはたよりたいと、かように思ひます。

もう一つの問題、公共料金の扱い方の問題、私はまずこの点で田代君からいろいろ注文をつけられるんだろうと思つたんですが、公共料金のほうはあとになりましたが、大企業育成の姿勢でなく、公共料金、これは直接政府に關係のある問題ですから、しばしば申し上げたとおり、公共料金の値上げについては、これはよほど慎重でなければならぬ。これが物価に先驅をなす。いわゆる地価の問題とともに、公共料金の取り扱いは一般物価に影響するから、よほど慎重でなければならぬ、かように思ひます。しかし、最近の経済の發展から、どうも公共料金も改定せざるを得ないといふ、さういふ立場に立つてまいりました。さういふような必要やむを得ざる場合でも、できるだけ値上げの幅は小さくする、さうに政府は努力しなければならぬ。また、公共料金を値上げすることは、その当座物価に与える影響はとにかく悪いんです。これはいいとは絶対に申しません。悪いんです。悪いのですが、しかし、その企業体の財政、企業の合理化あるいは強化、さういふ点には役立ちますから、長期的に見れば安定する、かような方向に働くものだ、かように私も理解しております。しかし、いざにいたしましては、公共料金、これはたいへん重大な問題でありますから、これをいじらなければならぬといふ場合には、よほど慎重でなければならぬ、かように私は思ひます。一部では、これを全部停止したらどうかといふような話もござ

いますけれども、一定の期間停止いたしますと、その期間が経過した後に、扱い方がたいへんな問題になりますので、私どもは、できるだけその値幅を小さくとめて、影響を最少限度にとどめるようにくふうをする、さういふことで、ある程度の改定はやむを得ずやつておるような次第でございします。御了承願ひます。

○委員長(大森久司君) 時間がありませんので、中沢伊登子君。

○中沢伊登子君 私のほうも十分しかありませんので、急いで質問いたしますが、今日の經濟社會の發達、特に生産力が巨大になつてきて、そしてその生産者も組織化され、かつ大企業の合併等で資本力も巨大なものへと再編成されてきた現状の中から、消費者たる國民は、憲法第十三条に基づき幸福追求の權利として、この消費者保護基本法を持つべきであると考えておりますが、總理大臣は、この法案が議員提案となつてゐるためえから、消費者の立場をどのように理解されて、今後消費者行政をどのように行なわんとするか、御決意を伺ひたい。

○國務大臣(佐藤總理) 先ほどもお答えいたしましたように、經濟發展の最終の受益者は消費者でなければならぬ、かように思ひます。消費者の利益をはかるように考えます。ことに、この基本法は、私が先ほど申したように、四党の共同提案でございします。さういふ意味におきまして、皆さん方ともども力を合はして、十分効果をあげるようにしたい。その意味におきましては、御鞭撻も御叱正も政府はいただきますので、どうかよろしく願ひたいとします。

○中沢伊登子君 この法案が衆議院で可決される際の附帯決議の中に、「消費者組織の効果的發展をはかる方向で適切な措置を検討すること」を政府に要求をいたしておりますが、この場合、協同組合が政府の検討の大きな対象となるのは必定だと思ひます。そこで、従来、職域生協は企業側の援助と協力、学校生協は学校側の援助と協力があつて進められてまいりましたが、一般地域生協は健

全な発展を遂げる例が少ないのです。健全な地域生協としては、離神戸生協を筆頭に十ぐらいいしかありません。これは歴史と伝統がありますが、他のものは皆無と言ってよいのでございます。イギリスのロッチデールで発しました運動も、本来は消費者としての生協運動だと思いますが、日本の場合は生協運動がはなはだしく立ちおくれ、政府もこれを積極的に助長しなかったわけでござい

ますが、そのうちに資本主義的な生産が高度に発展し、それに見合った流通機構や流通組織ができ上がったものだから、もはや今日では生協運動の新しい芽はええもないようです。したがって、競合する中小零細小売り業の関係との調整がいままでの問題点でございましたけれども、今日では、むしろビッグストアや、あるいはスーパーの増加のほうに問題が移りつつあると考えます。

このような観点から、この際、昭和二十四年につくられた生協法を改正して、特に地域生協の育成を助長するための諸施策を具体的に講じつつ国民の中に協同組合運動を展開させることが、巨大な生産に対応する消費者の本来的な姿であり、新しい流通機構を形成する国民的な要求にも合致するのではないかと考えておりますが、総理の御見解を伺いたい。

時間がありませんからついでにもう一つ、この基本法が成立しても、これを具体的な施策化する政府の熟意と、先ほど田中委員からも申されましたように、消費者行政に対する予算の配分が十分でない効果を期待することは不可能でございますので、この点についての御所見を伺いたと存じます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 消費者の自発的な協同組合、これはもう絶対に必要なものだと思います。一部におきまして、あるいは地域的にも小売業者その他と競合するとかいって、一時この生協について圧迫的な行動をとったこともございましたが、しかし、いまだによく理解され、お話のとおり、こういうものを育成強化することも一つのの方法だ、かように思います。そこで厚生省が中心

になりましてこの運動を続けておりますが、厚生省におきましては、ただいま御指摘になりました法律について、これをどういうようにしたらいいいか、いろいろ研究はしております。しかし、まだ大方針が改正の方向へ踏み切った、こういうものでもございません。したがいまして、ただいまの上りな点で、さらに厚生省に知恵をつけていただきまして、たいへんにしあわせてございます。

それから予算の問題は、先ほど田中君にもお答えしたのでございますが、予算編成の際におきまして、十分この基本法の重要な点を、また意義のある点を理解いたしまして、他の支出とも、にらみ合わせて、予算をふやすように努力いたしたい、かように思っています。

○中沢伊登子君 最後に、私ども消費者は、消費生活をする上におきまして、最近目立ってまいりました不当表示、誇大広告、不当景品類、あるいは食品添加物、着色剤、漂白剤、洗剤等々、いろいろな不安と不信の中に置かれております。

そこで、このような中で私どもが頼みの綱として
いるのは、公正取引委員会の存在でございま
す。しかし、その公取にも一部の不満を持つてお
ります。それは委員の構成についてでございます
が、それは、どのようなところから、どのように

によりかゝる、大蔵省とか通産省、あるいは厚生省とか、各省から天下りの的人事で、一人が欠けると、既得権のような形で、またそのワクの中から委員が出されると承っておりますが、広い視野に立つて専門的な人材を幅広く求めるべきだと思

いますか、いかがですか。しかも、人数もまことに少ないのですが、消費生活はますます複雑化し、多様化してまいりますので、専門的な人材をふやしてほしいと思います。いかがお考えでございますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 適材を適所から委員として選ぶ、これは望ましいことであります。また、ただいま言われるように、役所が別に株を持つておるわけじゃございません。最近の公取の

委員の選考などは、むしろおほめにあずかるのじやないかと私は実は自信を持つておる次第でございます。できるだけ広い範囲から適材を登用する、そういう考え方を貫きたいと思ひます。

○委員長(大森久司君) 以上をもちまして、内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

本会議が閉会されますので、議事散会後まで休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後三時十七分開会

○委員長(大森久司君) ただいまから物価等対策特別委員会を再会いたします。

委員の異動について報告いたします。

本日、林田修紀夫君、岸田幸雄君、高橋衛君が委員を辞任され、その補欠として菅野儀作君、中村喜四郎君、中津井真君が選任されました。

○委員長(大森久司君) 休憩前に引き続き、消費
者保護基本法案(衆第二一号)(衆議院提出)を議題
といたします。

本法案に対し質疑のある方は順次御発言願います。村田君。

○村田秀三君 主として農林大臣に御質問を申し上げます。三十分という時間でございますが、論議が多少時間がかかるかもしれませんから、差しつかえなければ御出席をいただきまして、御都合がございましたら御退席いただいてもけっこうでございます。ただ、食糧庁長官は最後までおいでいただくということでお願いいたします。それから

ら長官ともこの農業問題で関連する部分がございますが、先ほどの継続、農業問題が終わりましてからいたしますので、御了解いただきたいと思います。

そこで、まずお伺いをいたしますが、六月、七月は麦価、七月は米価、言ってみれば米価の季節ということでございます。まだ米審問題が解決が、についておられないようですが、この際は、物価問題でございますので米審問題には触れま

せん。触れませんが、論議の途中で関係してくることもあるかもしれませんから、この点は御了承いただきたいと思います。

そこで、さっそく伺いたいと思いますが、去る三月の予算委員会におきまして、農林大臣は、食料法をはじめ制度は堅持する、こういう態度を持ちながらも、不正常な部分は解消していく、政府の売り渡し価格に対しましては消費者価格とのバラ

うような発言をいたしたことを私は記憶いたしてしております。そこで、お伺いをしたいと思ひますことは、四十三年度の生産者米価、この生産者米価は、ことしの動きはどうなるのであらうか、この値は関心を持つております。これは、単に生産者ばかりではなくて、消費者も同様に関心を払つてゐるものと思ひますので、それらの点についてはお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 今年度の生産者米価また消費者米価はどうなるかということは、生産者はおもちろん、国民の相当な強い関心のあることとお説のとおりでございます。そこで、私ども政府といたしましては、米価の決定の基本的態度としていたしましては、現行食管法、これは御存じのとおりでございます、その食管法の根幹を守つて、

まいます」といふ娯樂のもとに、食管法第三條四條に基づきまして、生産者米価、消費者米価といふものを、やがては決定をいたさなければならぬ、こういうことになっております。そこで、生産者米価と消費者米価というものが全然関連がないかと申しますと、これは、多少解釈の問題もあるかもしれませんが、食管法の中でそれぞれの

方式を——方式と申しますか、決定する一つの基準を、片方は再生産の確保、片方は消費者の家計安定ということを旨とするというところを基準にしまして、その他の経済、その他の情勢をあわせて経済事情を参酌してと、こうなっておるのが、法律のたてまえでございます。したがしまして、その点においては関連性があるとも言えるわけであります。また、二重米価であるとも言える面も

あります。それぞれの、御存じのように、再生産確保と消費者家計安定という面から見れば二重の面もあります。この現行法に基づいて私どもは当然決定をいたさなければならぬし、また、そのつもりでございます。

そこで、事実、今日の生産者、消費者の米価のあり方について、正常であるとは言えないということが私どもの解釈でございます。言いかえすれば、そこに逆さや現象等がございます。もう一つは、生産者米価が上がるのかという問題でございますが、これは、いずれにいたしましても、労賃あるいは資材費等が上がってまいりますれば、そういう生産者米価は上がると、こう見るのが常識でございます。ただし、今度、生産性等があるとか、いろいろな問題が出てまいります。それから今度は、消費者米価のほうにつきましても、家計米価主義をとりまして、その中においての計算になってまいります。

そこで、お尋ねを割きまして恐縮でございますが、総合予算主義という問題があるから、それがどういふふうな関連があるかという問題でございますが、私どもとしては、食糧の中でこの総合予算主義のたてまえをくずさないような形で、このようなものの適切な運営をはかって、最終的には政府が米価決定をはかってまいりたい、さしあたりこういうことを申し上げておきます。

○村田秀三君 端的にお伺いをいたしますが、労賃が上れば生産者米価が上がるというのが常識である、こういうおことばでございますが、そうしますと、これは、企画庁が見込んでおります物価上昇率、これは四・八％、いろいろ論議がございまして、とてもこれではおさまるまいという事情等もございまして、それは別といたしましても、四・八％を見込んで、それから春期斗争が終了いたしました、まだ民間等は終了しない面もございまして、民間は別といたしましても、公労協関係の賃金引き上げの伸び率というものは、これは平均いたしますと一・九％になっている。こういうことでありますから、当

然、やはりこれが生産者米価にもはね返ってくることは必然である、こう私は見ております。じゃ、幾らにするかというふうなこまかい話にはなかなかまいらぬと思っておりますけれども、上げざるを得ないという状況だということは確認できますか。

○国務大臣(西村直己君) まあ、まだ米価の具体的な決定、これには、もちろん問題になっております。米審その他の意見も徴しながら政府は決定するわけであります。したがって、それらの基礎のとり方、それからもう一つは、かりに米価が上がる要素と同時に、それを今度は引く張る要素と申しますか、生産性等の問題がございます。これは村田さん御存じの問題でございますが、そういった面を組み合わせながら、しかし結論としては、私は、いずれにしても、資材費、労賃等が上がってあれば、いろいろな要素を考慮していくと、やはりある程度生産者米価というものは上がるというのが常識論ではないか、こういうふうに一応推察いたしております。

○村田秀三君 そうしますと、上がるということとは必然的であるということ、このような意味にも当然とれるわけでございますが、そのように了解しておきます。

そこで、これは論議の中心課題ではございませうと、けさの農業共済新聞、これを見ますといううと、「限界収量方式改正の動き」、これは「大蔵省で検討」と出ているわけですね。どうも農政を大蔵省がやっているようにこれは錯覚を起こすわけでございますが、とにかく「大蔵省で検討」と、こう書いてございます。この動きは事実、ございませうか。

○国務大臣(西村直己君) これは大蔵省自体ではなくて、大蔵省にたしか諮問機関として財政制度調査会がございまして、そこであるいはその論議が出てくるのか、私も実は直接聞いておりません。新聞で限界反収の問題を取り上げられたといひますか、あるいは論議がちょっと出たという話は聞いております。あくまでも財政的な観点から

各般にわたりのいわゆる財政硬直的な原因をいろいろ洗っている諮問委員会ではないかと私は考えております。

○村田秀三君 内容を申し上げますと、「大蔵省で検討」と、こう見出しには書いておりますが、「財政審議会の第一部会は、生産者米価の算定方式のなかで「限界収量方式」に問題が多いとして、いろいろ書いてある。そのほか、いろいろございまして。こういう状態でございまして。かりにこのような結論が出た場合、これは米価審議会に諮問するのは農林省でございまして、農林省としては、いかが取り扱いますか。

○国務大臣(西村直己君) 確かに、この反収をどういうところにとるかというのが一つの問題でございます。現在、これは食糧庁長官の専門でございます。御説明してもいいのでございまして、限界というのをとっているということからして、従来は、それはいろいろな形からだんだん限界にきて、極限のところをとっているのではないかと、それによって生産性の計算のしかたが違つてまい。したがって、私どもとしては、それも一つの論ではあるが、しかし、今年度の生産者米価の扱い方については、まだ慎重にそういうものをよく、意見等も方々から出てまいりますのを見届けた上で結論を得たい、こういう考えでございます。

○村田秀三君 それでは、その問題はこれまでにどめておきます。きわめて重要な問題でございまして、それこそ慎重に配慮してください。

そこで、消費者米価にしたいと思ひますが、端的に言つて、二つの問題がございまして。時間もございませぬから、あわせて申し上げますが、予算委員会でもしばしば論議になりました生産者米価は、これは上がるであらうというものは必然的であるというのを前提にいたしまして、その場合に、しばしば財政制度審議会あたりの方針に基づいて大蔵省の一部で検討を加えたというところの両米価スライド方式、これをおとりになるお考えはあるのかないのか。

○国務大臣(西村直己君) 大蔵省と申しますよりは、財政審議会でございますか、財政制度調査会と申したほうが正しいかと思ひますが、どちらかはつきり覚えておりませんが、財政硬直化と申しますか、長期財政の見通しの中で、財政の面からいろいろ御意見が出ています。しかし、それはあくまでも財政の分野からの御意見だというふうには私はまあ解釈をいたしております。そこで、まあ生産者米価がきまつたと、そうすると、その処理をどうするかという問題でございますが、私どものほうとしては、食糧会計の中においては、もちろん生産者米価が大きな要因ではございまして、それから他に入つてきておりますところの外国米であるとか、あるいはその他の物資等の問題もございまして、それからまあ、金利であるとか、いろいろなそういうようなものの関連において考えてまいるという中で、今度消費者にもそれではどういふふうな形でしよつてもらうかという問題が当然やはり関連してまいらると思ひます。そこで、そのスライドでいくのかという、結論的に申しますと、まあスライドということばはどういうふうに解釈されるかでございますけれども、かりに消費者のほうへお願ひをするようなことになったにしても、機械的なスライドというふうには私はならな

いと、こういうふうにも御了解をいただいております。でございます。

○村田秀三君 いまの御発言の中に、まあ扱い数量云々というのがございました。そうしますと、これは、買入れ計画は八百五十万トン、まあ八百五十万トン以下におさまるか、ないし、それよりもずっと買入れ数量が下回る、こういうこととあれば、予算の総ワケの中で消費者米価を動かす必要もないから、その場合は、消費者米価は、まあ全然上げないという話にはならぬかもしれませんが、いわゆる、まあ上げなくても済む。一面から言えばですね。八百五十万トンをこえてこれがどの程度になりますか、少なくとも、こえた場合には、その分だけ消費者に、総予算のワケ内

で処理をしようとする限りにおいてはすね、荷重が消費者のほうにかかってくるという言い方にもなるわけですが、その辺のところはどうですか。

○国務大臣(西村直己君) 今年度の総合予算主義のたてまえから申しますと、生産者米価が上がりますれば、消費者米価の引き上げというものは、一応やはりこれも常識的には考えられると私は思うのでございます。ただ、それがどういう形で消費者にお願いをするかというところは、これは生産者米価のきまり方、食糧会計の中のある方等々と関連いたしましていくと同時に、もちろん、食糧法に基づく消費者家計の安定と、そういうものも十分にらみ合わせてやっていかなきゃならぬ、こういうことでございます。

○村田秀三君 まあ、いろいろと論議のあるところでございますが、次に移りますが、関連をいたしまして、大臣が予算委員会でも答弁をいたしました、いわゆる不正常的な部分、また、今日たまたま両米価のきめ方について正常ではない部分、こういう言い方をしておられますけれども、この部分とは一体どこをさすのかということでありまして、○国務大臣(西村直己君) 私のお答えがあるいは専門的でなければ、食糧庁長官から補足してもらいます。

御承知のとおり、ただいまの生産者米価におきましても、これは、きまるときいろいろの経緯もございまして、また、食糧法のたてまえも尊重するわけでございますが、今日、御承知のとおり、生産者米価、現行のいわゆる買入れ価格等を見まして、管理費あるいはマージン等を抜きましても、いわゆる生産者価格よりも、消費者価格と申しますか、売り渡し価格のほうがへつ込んでおるわけでございます。そういうような形で、逆ざやと通称して言われております。そういうものが拡大をいつたりなにかするということとは、ある意味から言えば、食糧制度を設けた當時に想定したことではないとも言えるのではないかと、そういう意味から、食糧というもので、かり

に、買入れ、そして円滑に公平に配給して、こういうたてまえをやる場合においても、この部分は私どもは正常ではない、こういうふうな解釈をしております。私は専門家ではございせんから、足りない点は食糧庁長官のほうから申し上げたいと思っております。

○村田秀三君 それでは長官からでもけっこうでございますが、二ついまの答弁の中で問題があると思っております。つまり、逆ざやということが指摘されております。逆ざやと申すけれども、政府が米屋に売り渡し価格を対比しておるのか、あるいは消費者価格、米屋から消費者が買う際の価格を対比しているのか、そのどちらかというものが一つ問題であります。もう一つは、逆ざやがこれ以上拡大すれば問題があるのだということであれば、四十三年度の予算の中に盛り込まれた程度であるならば、これはよろしかろうというふうな意味にも受け取れるわけでありまして、その二つの問題、どのように判断をされておりますか。

○国務大臣(西村直己君) 私は、前段のほうは食糧庁長官、特に専門の立場から御説明を申し上げたほうがいいのではないかと考えますが、後段のほうは、私は現在も必ずしも正常だとは受け取れないのじゃないかと思っております。すでに五百十五円です。百五十キログラムについて五百十五円の財政支出、しかし、それはそれなりのずっと来た経過もございまして、直ちにその事態が正常だと言いつつ切れないとしても、将来に向かってそれがさらに拡大するということとは、相当アンバランスな状態が入ってくるのではないかと、こう思うのでございます。

○村田秀三君 いまの問題点になりましたことは、後ほど長官に聞きます。そこで、少なくとも財界ないしは大蔵省から言われるならば、一般会計からの繰り入れ二千四百十五億、これはまあ、どうしても目についてしかたないだろうと思っております。一応は、そういうことましかい検討はいたしませんと大蔵大臣は答弁をいたしましたけれども、しかし、新聞には明らかに

それが公表されている。一部で検討したということになっておるといたしますと、やはり、ずつと突き詰めた、こまかい、全く極小部分の場合はさておいても、この一般的に言う赤字、私のほうからするならば、これは赤字だという表現は使いたくありませんが、これを何とかしなければならぬというものが、財政面から見たところの農政に対する圧力、ないしは今日経済界を代表してきような意見がどんどん出されてきていることは、これは御承知のとおりであります。さらに、きょうの農業共済新聞を見ます限りにおいては、昨年の十二月のことではありせん。今日の時点、しかもそういう方向で検討を加えるということであるから、近々きような審議がなされると理解せざるを得ない。そうすると、この二千四百十五億は、予算上言ふところの売買差損千一億、あるいは生産者価格と消費者価格との、普通言ふところの逆ざや分であると、これは大体百五十キログラム五百十五円ということでありまして、もうたいした額にはなりませんが、いざにいたしまして、この解消のために農林省は何らかの手を打つのではないかと、今日われわれが持つていられるところの大きな疑念であります。それを解消するために努力するかどうか、これをひとつ大臣から聞きたいと思っております。

○国務大臣(西村直己君) 私どもは、御承知のとおり、財政そのものを担当しておる立場でございます。生産者の意欲を落とさないように、また消費家計に質のよい米を安定的に供給するという、食糧を主管する責任者でございますから、そういう面からものは考えてまいりたいと思っております。しかし、関連は財政ともいたします。そこで、たとえば、私の意見でございますが、農林省予算が六千数百億ある、六千億をこえておると思っております。その中で二千数百億のものが、食糧会計だけで要っていくのはいいか、それとも、それを多少でも私どもとしては、バランスがとれて、そして、そういうような費用というものが他の農政の推進費に回っていくのが、そういうこと

がいいのか、こういうような一つの問題は確かに私どもは検討していかなければならぬ。しかし、根本は、やはり生産者の意欲、それから同時に、消費者に対する安定供給というものは、私どもの責任としては断然に考えていかなければならぬ。そこが、財政当局と私どもの違ひ点ではございます。

○村田秀三君 それでは重ねて聞きますが、時間があればじっくり詰めていきたいと思っております。ございせんので、問題点を率直に申し上げますが、かりに二千四百十五億、これを予算上の売買差損千一億、ないしは消費者価格と生産者価格の逆ざや分と言われている部分、これを解消しようとする限りは、私の計算では、少なくとも一番少ない部分を解消しようとしても、二・七％くらい引き上げなければならぬ。新聞によりまして、逆ざや部分は二〇・八％ですが、これを五カ年間で計画的に解消すると一年三・八％、こういうような書き方をしておりますが、この計算はどうかと私自身も思いますが、いざにいたしまして、その分上乗せをしていかなければならぬというところだけ事実です。そうしますと、今日まで続けてまいりましたところの消費者米価算出方式、これに變更を与えない限りは不可能ではないかと思っております。どのように今日お考えになっておるかどうか、お伺いをいたします。

○国務大臣(西村直己君) まあ、御質問の趣旨は、消費者米価を引き上げると仮定した場合における家計米価、食糧法に基づきますそれとの関連をどうするか、現在の家計米価方式を要えなければならぬのではないかという御質問でございます。私どもとしては、食糧法の法律というものは現行しておるのでございますから、それはやはり当然実行していかなければならぬと思っております。そこで、具体的にこれがどういうふうな形で詰まるかというところは、率直に申し上げますと、私どもにもそれは苦勞はございまして、しかし、消費者の家計の安定ということを決めていける。具体的に

は、家計米価の範囲内で、一般物価であるとか、コスト、生産者米価との関係、財政事情等もございまいし、そういうものを考慮して、各方面の意見も聴取し、特に米価の構成、問題になっている……、いずれにいたしましても、どういふ場におきましても、生産者、消費者の御意見というものは徴し、そして現行法に基づいて、政府として責任を持って最終決定をいたしたい、こういう考えでございます。ですから、そのことから申しますと、私たちがとしては、家計米価方式を変える、言いかえらば、食糧法を乗りこえてやるのだ、こういうことには考えていないのであります。

○村田秀三君　そうしますと、家計米価方式を變更する考えはない、こうひとつ確認をいたしたいと思ひます。まあいろいろ苦労いたしまして、過去の係数の調査をしていただいた面もあるわけであり、大臣にそのようにしかとお答えをいたしたくはない、論議はこれから発展させなくても私はいいのではない、こう思ひます。

そこで、企画庁長官、だいたい米価の問題については、向米価一年ストップ論などというものを吐いてみたり、だいたい農政の面についても発言をなさっている面がありますが、ただいまの農林大臣の御発言に対していかようにお考えであるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君)　米価審議会が改組せられまして、直接に利害関係のない方だけで構成されるようになったわけでございますから、米価審議会は性質上当然米価価格について検討されるのが審議会の仕事ではございますけれども、それとの関連事項で、価格から入っていきましていろいろに御議論が展開することは当然あり、そのなかに思ひますから、どういふ米価の決定の方式がよいのかということまでおそろく米価審議会が検討して案を出していただけることであらう、そういう期待を、昨年改組になりました。昨年と申しましてはいけません、昨年以來来そういうことで米価審議会が仕事をしていた

くことを希望しておたわけでございます。不幸にして米価審議会の開催がおくれておりますけれども、私としては、依然として審議会を通じて各方面のコンセンサスが生まれることを期待をしておるわけでございます。

○村田秀三君　大蔵大臣も、それからただいまの長官の御発言も、米価審議会にまかせてあるような言い方をしております。ところが、米価審議会に対しては農林大臣が諮問をするわけであり、それから、これは一つの案をもつて諮問をするわけであり、それから、いわゆる政府の態度というものが明確でない限りは、審議会はこれ結論を出しうがなないの、いまの機構ですよ。そういう他人まかせの発言はできないのではないかと私は思ひますが、どうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君)　さようではございますけれども、これこれの問題についての基本的な考え方はどうかというような諮問のしかたというのはございまして、いままでもそういうことがあつたと思ひますので、したがって、相当基本問題に触れて答申があることを期待いたすことも間違ひではないように思ひます。

○村田秀三君　先ほどの総理大臣との論議じやございませう、企画庁が計画をしたからそれで農林省を押える、こうやられても困ります、実は、しかし、農政はやはり農政が主軸になつて進められていくという現状、体制の中では、やはり財政面だけで押えつけない、いろいろなことのないように私はお願ひしたいと思ひます。要望になるかもしれません。少なくとも農業問題にひずみがあるということについては長官もよく御存じである。そのひずみがすべて解消した際には、これはバランスのとれたところの行政というものは、ないしは価格関係にも私は影響してくると思ひますが、そのバランスが完全とまではいかないまでも、断層がなくなる。傾斜状態になる。その傾斜がゆるやかになれば、ゆるやかになつた時点において、これはやはり財政面の発言もよろしいかと思ひますけれども、そうでない限りは、やはりこれは農民

にとつては死活の問題である、あるいは消費者にとりましては生活の問題である、こういうことになるわけであり、よほどやはり慎重にしたいだかなければならないと思ひます。

そこで、これはそれを裏づける意味、ということにならうかと思ひますが、消費者価格の、いわゆる消費者米価の算出方式というのは、私が説明する必要もないと思ひます。とにかく、所得の過去一年間にわたる伸び率の範囲内に押えなければならぬ、こういう原則が立てられてゐる。これは二十五年、厳密に言つて、何年でありませうか、二十八年ころからこれは実施されてきておるところの歴史のなものであるわけですね。一番合理的である。しかし、私自身考えると、これは所得の伸びた範囲内でもって米価を押えていんだということになる、これはまさにスライドであつて、生活を豊かにするやうな数式にはなるまい。実はむしろ逆にそう考えるわけですね。したがって、こゝでひとつ食糧庁長官にお伺ひいたしますが、実質所得の伸び率以下に押えるという、そういう考え方を持てないかどうか、お伺ひいたします。

○政府委員(大口駿一君)　消費者米価を改定いたしまする際に、消費者の家計の安定を旨とするという法律上の規定に基づいて、現在具体的に適用されておりますのは家計米価方式であります。

その家計米価方式なるものは可処分所得の伸びの範囲内で消費者米価をきめるといふ、短くいへば、そういうことである。これは、あくまで消費者米価を改定をいたします際の最高限度という考え方になつております。学者の中には、ただいま村田委員が申されましたように、名目の可処分所得の伸び一ぱいに消費者米価を上げたんだ、いわゆる実質上の生活の向上があり得ないから、むしろ、主食と申しますか、エネルギー係数が低下しておるやうなものを織り込んで、少しでも消費者の家計が実質的に充実する配慮を加えてしかるべきだ、という御議論がございします。その御議論の意味されておるところは十分私も理解ができるわけであり、他面、消費者米価

の改定は、最高限度は、いま申しましたように、家計米価方式であり、また、食糧法に消費者の家計の安定を旨としていふふうには書いてあります。が、一体いかなる時期に消費者米価を改定するの、かという、いわゆる消費者米価改定の必要の認定基準というものが、必ずしも一定の方式があるわけではございませんで、その結果、私も毎年米価を上げるべきであるという議論をこゝでしてゐるというふうにお取りいただきたくないわけであり、最近でこそ、やむを得ず、わりあい期間を縮めて改定をいたしておりますが、いろいろな配慮から、相当長期にわたつて消費者米価の改定を行なわなかつた時期もございしますし、また、過去の消費者米価の改定の際には、常にその時点における家計米価一ぱい上げたというところもございしますけれども、私どもの認識として、これは、考え方としてそういう方式をとつておりませんけれども、やはり、国民各位の方々が、消費者米価の値上げを通じて、生活が相当昔から見ると向上したという実感を持っておられるというふうには私は思つております。

○村田秀三君　先ほど農林大臣からお答えをいたしておりました、最終的な、こう私は理解いたしますが、とかくいたしますと、大臣は、あれはどうも目算がまずかつたというやうなことで、後日になつて訂正をされたりすると、これは困るわけであり、そのやうなことのないやうにひとつお願いをしたいと思ひます。

なお、私自身いろいろ計数整理いたしたものがございしますから、少なくとも消費者米価はこれはきつめて国民に重大な影響を与えることでありますから、それこそ今日の算出方式を変えるなどというのではないやうに、ひとつ要請をしておきたいと思ひます。

○政府委員(大口駿一君)　先ほど農林大臣がお答えをいたしておりますことは、本年の生産者米価並びに消費者米価の問題を考えていく場合に、現

在の食糧管理法の第三条並びに第四条の規定に基づいてきめていくという趣旨を明言されたものと思ひます。消費者米価に局限して申し上げるならば、少なくとも現在の食糧法できめておられる消費者家計の安定を旨とするという趣旨を没却するようなことを農林省が考えておられるというふうには、全然そういうことはございません。もしその必要が起きましたら、その規定の意味するところを没却するようなことはすべきではないと、こういうふうな考えでおります。

○村田秀三君 私が見ておるのは、いま長官が言われた範囲よりも、なおこまかい部分にわたつておるわけです。今日まで採用されてきておりましたところの家計米価方式、これはぜひ路費をしなればならぬと思ひます。こういう意味のことを強く申し上げておるし、また農林大臣も、先ほどの答弁はさうであると言言をいたしておるわけでありまして、長官もひとつそのように御理解をいただきたいと思ひます。

では、先ほど長官と若干やりとりいたしました続きを、ひとつ余された時間続けてみたいと思ひます。

先ほどは電通の料金問題でございました。御答弁をいただきましたが、私はそれにあまりこだわつてはいないのではありませんが、長官が指摘をいたしました、つまり電話局の級別によつて料金が異なる、しかも上がるわけですね。これは一般から十四級までございまして、その料金は、普通の常識から言いますならば、これは多くなるんだから安くなつてもいいのじゃないかと、こう思ふわけでありまして、逆なわけですね。一般局から十四級までである。そして東京の場合は十三級局になるというので、一千百円から一千二百円に事務用になる。住宅用は七百七十円から八百四十円になる。逆に上がつておるわけですが、これはどういう理由だと思ひになりますか。

○政府委員(八塚陽介君) ちょっと私も、その点で十分準備をしてまいりませんでした。結局、同一局内で加入者がふえるということになり

ますと、そのために回線の敷をいわゆる順列組み合わせて非常にふやさなければならぬという点で、つまり、非常に固定設備が加入者の数に比例してかえつてふえていくということがコスト面から見た原因でございまして。それから逆に、結局同一局区内で話ができる相手方がふえるわけでございますから、電話をかける人にとっては、それだけの便益がふえるという反面の利益もあるということ、加入者数が局内でふえればそれだけ料金を上げるというシステムになっております。

○村田秀三君 私もさうだと思ひます。これはまあ私の常識からすると非常に変なことなものでありますが、いままさにそのとおりになっておるわけですね。

そこで、この公共料金、まあ広義、狭義ございすけれども、この際は、電通であるとか国鉄、そういうものに限定して考えてもよろしいかと思ふのですが、非常にこの固定資本が必要であります。まことに膨大であります。この膨大な固定資本を投下をいたしました、その償却は、まあ従前ですと、国鉄の場合は六十年であつたというふうな話も聞きます。最近これが直りまして、四十年の四月に二十七年、それが四十三年度では二十四年に変更になっておる、こういうことも聞きます。これは、いろいろ駅舎であるとか、レールであるとか、車両であるとか、耐用年数は違ふと思ひますけれども、平均をいたしますと、大体このようになつておるということでありまして。電通の場合はどうかといふと、四十三年度の予算の中では一三・三二年になつておるわけですね。これは従前はもと長かつたと思ひます。

そこで、これまた、私が申し上げる資料は四十年でございまして、それで降訂正されておるかどうかかわりませんが、電通の場合で見ますと、四十三年から第四次計画に入るわけでございます。それで、それ以前は第三次計画でありました。それで、この収益率は、四十年、四十一年と収益率はありましたが、四十二年からは収益率はゼロ。そして設備資金の不足というものは、四十一年

には八百九十億不足をして、四十二年には千四百三十億不足する。第四次計画に入ると、なおその資金量はほとんど不足をしていく、こういう計画なんですね。その不足額をどうやって調達するかという、これは料金にかけなければならぬ、料金改定をしなければならぬ、という説明であつたのです。そこで考える場合に、この公共料金は軽々に賛成をしないとか、あるいは慎重にすべきであるとか、こういうようなことを言ひましても、まあ、たとえは官憲長官が、これは法律云々という問題は抜きにいたしましても、上げないでほしいという率直な気持ち、そして疑問、この疑問というものは、やはりここらあたりには私は存在するやうな気がいたします。だから、これをほうつておいたのでは、これは公共企業体といへども企業でございまして、当然料金を上げざるを得ない、こういう問題になる。もちろん、内部には、まあ電通の場合でございまして、いまの市内の度敷制を、ひとつ時間を切つて有効に線が使えるやうにしてはどうかというやうな検討もあるやうであります。そういう内部の問題を整理しました結果、なおかつ需要に應ずるための設備投資をしなければならぬとするならば、いわゆる短い償却期間を長くする、ないしは長期に寝せておくべきところの資本といふものは、やはり公共であればあるほど国がめんどうを見なければならぬという問題が出てくるだろうと思ひます。今回

は一つ一つの問題を深く突つ込むというつもりはございませんが、公共料金を考える場合に、その辺の問題があるのであつて、政府は真剣にや取り組むべきではないかという私の意見でございしますが、どのようにお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず、私思ひ出しました、いまの東京都のことは、ずいぶん議論をいたしました。生活局長から申し上げましたが、要するに、こういうことを言うわけでございます。加入者が二人の場合はAとBですが、一本だけ回線があればいい、ところが、加入者が倍になるとして、それを、ちよつとこういうふうにお考え

いただくといひますが、A B C Dというものが短形でもって配置されるとしまして、さうして短形四角でございまして、AからB、BからC、CからD、DからA、四本回線が要するほかに、今度対角線の回線が要する、こういうことを言うわけでございます。ですから、加入者が倍になると回線は六つになる。加入者が今度六人になると十五になる。したがって費用はむしろ通増するといひ、こういう基本の何か理論がありまして、言われてみると、どうもさういふことかなあといふことなものでございまして、それが、公衆電気通信法の級別で上がりますと基本料が上がるという原理らしいのでございまして。今度のところは、じゃ、これを分割したらどうだ、かりに東京都全部でも、これを全部合わせて何百万と考へずに、東京都の中の甲地区と乙地区というふうに入為的に分けてしまつたら級が落ちないかというやうな議論をいたしました。さうすると市外通話になるという法律の規定であるやうで、かえつてコストが高くなる。今度は、万策尽きまして、現行の法律である限りやむを得ないといふことで、私もそのほうで結局譲つたわけでございますけれども、そのときに、ただ、いかにもこういう区分というのは再検討の必要があるといふことで、郵政大臣御自身が、来年はひとつこの辺を再検討して――まあ法律改正になるわけでございますが、しようといふことを言つておられましたので、私も、それまで私も研究をさしていただきたと、ぜひさういふふうにお願ひしたいといふことを申し上げたわけでございます。

明年度にわたつての今度は料金の問題でございすけれども、これは、四十二年の電電公社の決算などをもう少しよく私も見せていただきまして、どうしてもやむを得ない限度はどのくらいであるのか、私も企業内容が経理的に悪くなるということを決してよしとするわけではございせんけれども、鉄道の状況とはだいぶ違つておるわけでございますから、少し経理内容をよく拝見をして、いま村田委員の言われましたやうなこ

ともよく考えながら、来年の問題をこれから少し研究していきたいと思っております。

○村田秀三君　まあ、私の表現もまずいし、資料も不十分でございますので、そういう意味では理解しにくい面もあったかと思いますが、公共料金を考える場合の問題点、これを申し上げておいたつもりでございます。十分御検討いただきしたいと思います。

次に、これまた問題点だけを出して、深く突っ込んだ議論をするということにはならぬと思いますが、前もって質問の趣旨を説明しておいたか、おこなったか、ちよつと記憶がないわけでございますが、流通問題ですね。特に生鮮食料品等、市場を経由する商品で、よく下方硬直性というのを言われますね。生産者価格と消費者価格というものは毎年その格差が拡大をしている。このことだけはあらゆる資料を見て言えるわけですね。そこで、これは農林省とやりとりした記憶があるわけでありまして、追跡調査をしてみてはどうか——それで、農林省の統計課長が言うのは、追跡調査ではこれはわかりませんが、逆追跡調査をしなればならない、こういう言い方をしていますから、よしそれで頼む。一年たつて聞きましたところ、とつてもむずかしくてできませんというわけでありまして。そして、これは、しかとした資料ではありませんが、あるいは感じだけになるかもしれませんが、市場価格は非常に安い、供給過多という現象がある。ところが、消費者価格は市場価格につれて上下をしてないという現実。それはなぜかという、小売店が、その店の経営を維持するために、小売店価格が維持できる程度の商品きりを受けておられないのではないかと、そういう問題が提起されておるわけですね。だから、供給量が多かった、安かった、それをぐつと受けて、安く消費者に販売をするということであるならば問題ないわけでありましてけれども、そうでなくては、末端価格を維持するために市場が操作をする、ないしは荷を受けないということであるならば、いわゆる今日公認されておる

ところの市場というのは適正な価格決定の機関ではないのではないかと、こう実は考えておるわけでございます。問題点だけを出しますから、それにお考えがあれば御答弁をいただくと同時に、農林省ができなかったところの逆追跡調査、これをひとつ企画庁は各省を動員をいたしましてやり得るかどうか。こういう点について同うと同時に、お願いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(八塚陽介君)　生鮮食料品の小売店にビヘーピアといまして、自分の家で大体一月にどれくらいのかせぎがないと生活がもつていけないか、あるいは一日にどれくらいのかせぎを、あがりて申しますか、どれくらいか生活費をかせげばいいかというのが一つ頭にありまして、そうして仕入れてきました商品に対して、それぞれば大体一日に何千円になるというふうな、いわば生業的な商売のしかたをしておる関係で、そういう値段のつけ方、マージンのつけ方をすると、ふうに聞いているわけでございます。したがって、それからまた、きのうの相当高く仕入れてきた、きょう市場では相当安かった、かりにいたしましても、きょう必ずしも中央卸売り市場の安い価格を反映しない、きのうの高かったものとある程度バランスをとるなら、その日のマージンを計算するということ、なかなか直接に中央卸売り市場の、供給と需要とでまきります中央卸売りの価格が末端で反映しないということがあつて、その点につきましても、あるいは、小売店が生業的な商売を営んでおる、あるいはまた、自分のまわり五百メートルぐらいのところのお客をやや固定的につかんでおつて、小売店間の競争条件が十分でないというふうな、いろいろ問題がございまして、今後そういう問題を考えたい場合には、やはり次第に経済的な、十分経済的な論理が貫徹するような合理化という方向へ進まなければならないのじやないかと思ひます。それから追跡調査、農林省の課長が逆追跡というのをどういう意味で申し上げましたかよくわか

りませんが、統計調査部的な感覚で言いますと、どうしても一般的に口銭が何%だと、きちつとあらゆる場合にある程度通用する数字を出さないといふ統計でないという感じが、おそろくあると思ひます。その意味から言いますと、たとえば五月何日に青森から出ましたリンゴが、一体生産者のところで幾らで離れて、産地で幾らの価格になり、卸売り市場、小売店、消費者のところまでどうなるかといふのを、そのものについてだけあれば追跡できるわけですが、一般的にどういう傾向であつたかといふのを追跡するのはなかなかむずかしい問題があると思ひます。五月二十日に出荷されましたリンゴが、五月二十五日にあるくだもの屋で全部並べて売られるとは限りませんので、その前のものとごつちやになつて売られるという、いろいろなきことがございまして、なかなか統計調査部的感覚では、流通の過程でどれだけのマージンになつたかといふことは非常に把握しにくいわけでございますが、ただ、従来とも、事例的に一つのものについてずっと追つてやつておる統計はあるわけでございます。そういう意味におきまして、ただその事例的であるといふものの、一般的に推察するには、それほど役に立たないといふことでもないようでございますが、私の記憶では、三十八年であるとか、あるいは三十九年であるとか四十年であるとかいふことで、ややそういう統計類が古いようでございますので、私どもも、企画庁の金を使つて、ある程度事例調査を今後やつていきたいといふふうに考えております。

○村田秀三君　それでは最後に、企画庁の、基本法を実施する姿勢、先ほど総理大臣ともやりとりありました。重複する面もありますし、また、いままでも企画庁からは、その考え方を長官からは考え方を聞いておりますから、事あらためて申し上げるまでもないわけでありまして、相当な決意が要するということ。それから、先ほど総理大臣は、強力な行政機関の設置については否定をされた答弁をされましたが、しかし、少なくとも、私といたしましては、物価庁を設立するかどうかは

別にいたしましても、もつとやはり総合的に調整を、ある程度規制できるような措置というものがどうしても必要な感じがいたします。それはやはり、今日の行政機関を考えてみるなら、どうしても経済企画庁と、こういうことにならざるを得ないわけでありまして、そういう意味では、ひとつ勇気を持って、要求するものは要求し、措置するものは措置をしていくという、そういう強い態度を持ってもらいたい、こう実は思つてございまして、これを最後に要望の形にいたしましたので、私の質問を、時間がまいりましたので、終わります。

○委員長(大森久司君)　中沢君。
○中沢伊登子君　去る四月二十三日の衆議院の物価対策委員会、いまここにいらつしやいます。物部委員が生協のことにつきまして専門的に詳しく質問をされましたが、私は、またこれに関係して、ポイントを四点にしばつて質問をしたいと思ひます。

そのまず第一は、この基本法が制定されるそもそのきつかけになつた点から申しましても生協を育成すべきだと考えますが、いままで、生協と中小零細小売業との関係の中で、とかく生協は敵視されてまいりました。しかし、最近の流通機構の中では、生協はもうたいした問題ではなくなつて、むしろ、ビッグストアとか、あるいはスーパーマーケットのほうが必要になつてきていると思ひますので、生協を育成する考え方を持つべきだと思ひますが、いかがですか。先ほど総理大臣と、この問題について質疑いたしました、総理大臣も、消費者の自発的な組織は当然育成すべきだと思ひますと、こういうふうな御答弁がございましたが、関係官庁でございますから、責任のある御答弁をひとつ伺ひたい。

○政府委員(今村謙君)　お答え申し上げます。先ほど総理からも話がありましたように、消費者生活協同組合、これは、率直に申しまして、伸び方がそれほど伸びてない。それは、お話がありましたように、中小企業との関連の問題もあり

ますし、それから法制上の問題、税制の問題、そのほかに協同組合思想といいますが、そういうものが日本に定着する、あるいは発展する、その辺のテンポの問題、いろいろございまして、私どもといたしましては、この組織をどういうふうに伸ばしていくか、これは、単に生協の一般的な国民に対するPR、それから生協の実際やっている人がたの、いわゆる技術的にも、思想的にももっと再教育をやらなければならないという問題、それから資金面での手当て、融資の問題、それから税制の問題というふうな面、全般的に一つ一つ積み上げていかなきゃならぬ、こういうふうな気持ちでおります。

○中沢伊登子君 私がこれから一つ一つポイントをしぼって申し上げようと思ったことを先におっしゃっていただいて、非常にしあわせでございいますが、もう一度、くどいようですけれども……。

中小零細小売り業者も、最近は大だんだん協業化の方向に向かってまいっておるように思います。

そしてまた、私どもも実際にそういう成功している例も見てきたわけでございます。片方では、まだビッグストアとか、スーパーもどんどんできておりますし、これらはともに利益を求めているわけですね。営利を目的としているわけです。ただ一つ、消費者が消費者自身でつくったものが生協ということになるわけですけれども、これらの三つがバランスがとれた力関係を持たないと、ほんとうに消費者に実益が与えられない、このように思うわけです。そこで、さつきも総理に御質問をいたしました中で申し上げましたが、今日の経済社会の発展あるいは巨大な資本流通機構の中で、もはや生協運動の新しい芽はえさえる見当たらなというものは、いま今村さんもよく御承知のとおりでございます。こういうことでは消費者に実益が与えられない、このように私どもは思っているわけでございます。そこで、どうしてもやっぱり、物価高で一番いま主婦たちが悩んでいるのとこそいいチャンスですから、生協の育成に力を入れてほしい、このように思いますが、もう一度御

答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(今村謙吾) いま、お話のように、生協の伸びというのは期待されるほどのテンポにははいってないところには、現実的にはいろいろの隘路もございます。これは、単に法制、税制、資金というだけではなしに、基本的には、やはり生活の合理化という問題についての、質越しの金は持たないという気持ちじゃございませんけれども、いかにも簡単にその辺で間に合わせておれども、いかに流通機構が多いので、簡単に生活というものを考えてしまう。その辺に一つ根本問題はあろうかと思えます。それと同時に、政府でこれに対する助成、直接補助金というわけにはまいりませんけれども、法制なり税制なりということについては今後の改善、従来の改善のしかたとさういうふうな反省しております。今後は、いま申し上げた諸点について努力をしてまいりたい、このように考えます。

●中沢伊登子君　そこで生協法といふものができたのが昭和二十四年で、もう二十年ほど前になるんですけども、ここら辺で生協法の抜本的な改正をしていただいても、また、資金的にも、あるいは合理化においても、いろいろな点で私は御援助いただきたい。そうしてやれば、もう少しこのいまの物価高のときに一番いいチャンスです。それから、もう少し消費者を消費者基本法の趣旨に基づいて護っていただきたい、このように思うわけです。

そこで、生協法の第十一条では、「特別の理由がない限り、同種の事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない」、こういうふうにうたっているわけですけれども、しかし、現状では、お酒とかあるいは主食とかについて、一般的には生協だということでも許可をしない例がござえます。それもよく御存じだと思いますが、たとえばお酒の場合、国税庁の通達で生協には禁止されています。そうすると、法律がありながら、通達のほうが法律に優先しているということは、ど

うも納得がいかないし、生協なるがゆえに差別をされることは当を得ていない、このように思っていますので、この現実をどうお考えになるか、また、どう措置をしていかれようとなりますか、その点をひとつ伺いたいと思います。

そうで同時に、また、先ほどからも御答弁の中にありましたように、税金の面でも、先般やつと租税の特別措置が復活をしたわけです。しかし、これも一千万円という限度をつけられておりますが、一千万円以下の生協というのは約八八%ぐらいございますので、これではこの租税特別措置法があまり有効ではないわけですね。そこで、農協とか、漁協とか、あるいは商工組合、あるいは信用組合といったものは天井がないわけですね。生協もこれと同様にさせて当然ではないか、このように思うんです。生協だけが差別的取り扱いをされているのおかしいので、どうかこの差別的取り扱いを撤廃してほしい、当然撤廃すべきではないか、このように思いますが、これに対するお答えをいただきたいと思います。

○政府委員（今村謙君） お答え申し上げます。
いまお話の十一條は、確かに、生協に対して他の業種と同等に——不利な取り扱いをやつてはならぬという規定がございます。先ほどの酒の問題、これは米なり、たばこなり、いろいろな問題がありますけれども、酒だけについて申し上げますと、これは税務署長が免許するというかっこうになっております。この要件が、別に生協という限定ではありませんが、たとえば資産の問題あるいは販売の場所の問題、あるいは周辺の需要の程度とか、非常にこまかいいろいろな判断基準というふうなものがございます。一つ言いたいのは、社団法人でありますと、特定の組合員だけに売るといふのは困るので、それを員外料金みたいなもので一般にも売れるようにしてくれないければ困るとか、いろいろな条件がございます。そういうふうな条件で非常に取り扱いがむずかしいのかっこうになって非常に渋い。生協で酒を売っているところはたくさんございます、実際には。

生協だにをだめだと言っているのではないのでありますけれども、やはり特定の組合員だけを対象というかっこうになっておりますと、非常に許認可がおくれてくるというようなことがありますので、その辺は、組合員がその地域に何千人といふ、あるいはかなり固まっておつて、ほかで買入るに相当遠いところまで行かなければならぬというような特殊事情があればどんな認可してもらいたい、こういう話は私どもとしてはしばしばやつております。今後とも努力したいと思ひます。

それから税の問題でありますが、これは先生お話しのように、三十五年度までは、農協、中小企業、全部同じように二分の一の損金算入によつてやつてきておりましたが、三十六年からその制度が全部廃止になり、それで三十九年に復活しましたときに、生活協同組合だけは落とされた。その理由につきましてはいろいろありますけれども、まあ、農協は一種の生産活動体である、あるいは中小企業というのは、生産活動あるいは流通部門のいわゆる相互の援助方式で、性格が違うのじやないかというような議論があつたいろいろなさされたやうであります。四十二年に、やつとほか並みに入れてもらったのですが、最高限度が一万。これでは三十五年以前の状況にならぬではないかということで、いろいろ話もいたしました。が、また新しい税法の改正なり何なりというときがありましますので、私どもとしては、その限度を上げてもらう、あるいはなくしてもらふというような努力をいたしたい、こう考えております。

○中沢伊登子君　いまの御答弁の中で、農協というものは最近やっぱり販売活動も相当やっているわけです。日用品もほとんど販売しておりますか。それから、生協とあまり変わりがない、こういうふうには思っています。

それからいまのお酒の問題ですが、売るほうから見ればいまの御答弁ですが、今度買うほうの感じから言いますと、私なんか、もう生協も三十数

年来の組合員なんですけれども、不意にお客で急に

にお酒が切れたりしたとき、お宅は組合員ですから、そう急に持つていきませんか、こういうことで非常に冷たい扱いをされる。それでですから、どうしても生協にお酒を置いていたきませんと、こういう問題で困る組合員というのは非常にたくさんあるわけです。それで、何とかその点をひとつ考えていただきたい。前向きに考えていただきたい。こういうふうに思います。

それから次に、第三点といたしまして、地域制限を撤廃してどうか、こういう問題について伺いたいと思います。最近、大きな経済圏を中心とした、たとえば首都圏とかあるいは近畿圏とか、そういうものすごい都市の人口集中が現状でございます。このために、厚生省御自身が、あるいは営業関係とかあるいは衛生関係とか、いろいろな点で、もう各県とか府とか、一つ一つではなくて、機動的に、能率的にやるようにしなければならぬ、今村局長もそうお考えになつていらつしやると思いますが、同じように、生協もまた一府県の単位だけでは、もうとても窮屈になつてきている。たとえば、近県に団地ができるというします。そうすると、他府県にまたがってはいけません。そういうことになっておりますから、どうしてもそこは組合員が越していったときでも、別に法人をつくらなければ組合というものができないわけですね。こういう点で非常に窮屈になつていて、組合員からいろいろ要望もございます。それで、もう生協法ができたのが昭和二十四年、相当古いですから、こゝろで抜本的に改正をいただきたい、この地域制限というのを撤廃をしていただきたい、このように考えているわけです。それで、この問題について先ほど総理に御質問を申し上げました、もう厚生省ではこういう問題について相当前向きに考えているからいいけれども、まだ最終的な段階になつていないから、どうか御意見を申し上げたり、あるいは鞭撻をしてくださいます、こういう御答弁でございましたので、今村さんからはつきりしたお答え、お考えを披露し

ていただきたい、このように考えます。

○政府委員(今村謙吉) いまの問題、二十四年にこれができた当時、私も若干これに関係しておつたわけでありまして、あの当時は、ロッヂデール原則というので、そのコミュニティのみならず生活協同体というのでつくるのであるから、あまり広げては困るのではないかと。それは共同意識というのが成立しないんじゃないかという点で、そう疑念も持たずに、あるいは中小企業との対立という問題もそう議論にならずに、都道府県が限界だと、地域につきましては、少なくともお話のように、たとえば衛生面でも医療面でも、すべての点において、ことに大都市集中というかつこうで、行政上非常に不便を来してしまつて、食糧衛生行政とか、中心の根本問題にまで引かかる問題じゃないかと思ひますけれども、その点も全部待つてはいるわけにもまいりませんので、この問題については実態に即したような改正をしたいと思ひまして、協同組合の本山といふますか、連合会がございます、そういうような人方といふ話を詰めておるといふような段階でございます。

○中沢伊登子君 そこで、さっきのお酒の問題に關連して、お米の問題でも、武部さんの御質問に對しての御答弁、私読ませていただきましたけれども、これも、これも、そこら辺のお米屋さんの距離があつたり、あるいは何軒かございまして、許されている……そういうところの關係やなんかで、生協になかなか許可がおりないわけですから、それならば、そういうことだけでおりないかと言へば、たとえば所沢のような例が一つございまして、何にもない、田んぼの中に一つぼんと団地ができて、そこでいち早く生協がお米屋さんを、生活に一番密着しているのはやっぱりお米でございまして、そのお米の問題で米屋さんを許可してほしい、こういうふうな申し上げまして、あ

とに申請をした、いわゆるお米屋さん、そういうもののほうに許可をされた。こういう例もあるわけですね。それで、何とかこういうふうな生協に對する差別は撤廃を、どうしてもしてもらわなければいけない、このように思ひます。

それから最後に、厚生年金の福祉事業団の還元融資を、購買施設にもこれを適用すべきだと思つております。先ほどお話がありましたように、資金の面なんかでも、生協はなかなか立つていけないというふうな現状でございまして、この還元融資を購買施設にも適用させるべきだと思ひます。たとえば、農業基本法によつて農協は相當の資金を得ています。中小企業基本法によつて中小企業も近代化の資金が出ております。しかし、生協には何のそういう恩典もないわけですね。こういうふうに、基本法に基づいてそれぞれの資金の對策がなされておりますので、生協も何とか還元融資を回してほしい、このように思ひます。生協事業の中心は購買事業でございまして、やっぱりその施設も拡充強化をして近代化していかなければなりません。何べんもお名前を出して恐縮ですが、武部さんの質問に對しても、還元融資の適用を前向きな姿勢で關係部局とよく相談をした、このように御答弁になつておられますが、購買事業に融資をすれば、回収も早いのですから、ぜひとも適用すべきだと思ひますが、一体それはいつごろから実施ができるのか、あるいはもうめどをつけれられているのかどうか、その辺について御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(今村謙吉) お答え申し上げます。年金事業団から生協に對する融資は、こゝろ、三年だといふてまいりまして、四十二年の例を申し上げまして、大体二十億でございます。その中の大多数、十七億五千万ぐらいが生活協同組合の住宅關係の融資、それから医療關係、診療所その他でありますけれども、約九千万ぐらい。それから厚生福祉、いろいろなレクリエーションとか會館とかといふふうなものが一億七千万ぐらいといふので、これは三十九年、四十年くら

から倍以上に急に伸びてきたという状況で、なるべく資金をそつちのほうにも回したいという考えでございまして。ただ、購買施設の問題につきましては、普通の年金事業団融資は、住宅、医療それから福利厚生というものに限定してやつております。新種のものでございまして、これは主管がよその局でありますけれども、それといふ話をしておりますが、いままでは本年度はもう資金配分計画ができておりますので、その辺はむづかしいと思ひますが、少なくとも来年早々くらいまでにはめどをつけた、こういうふうに考えております。

○中沢伊登子君 官澤長官に最後に御答弁をいただきたいと思ひますが、いままでは四十年について質問を重ねてまいりました。お聞き取りをいたしたいと思ひますが、責任庁である経済企画庁でございまして、長官は、今後各關係省庁といふいろいろな折衝をしていただかなければならないと存じます。そこで、責任ある御答弁をひとつ伺ひまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一) 昔は小売りの關係でいろいろ問題があつたわけですが、先ほど御指摘になりましたように、小売りが相當大きくなつております。それから他方、生協が全国的にもう少し伸びておれば、やはり問題がもっと早く提起されたのではないかと申すのでございまして、その伸びが必ずしもそれほど大きくないといふこと、いまのような問題が片づかないままになつておるのではないかと。何つておつて率直に思ひますことは、現在免許行政になつております幾つかのこと、はたしてそれも、その免許行政を必要とするのかどうか疑われるとすら思われるようなものも実はございまして、それから、生協がそれだけの資格なり施設なりを持つておられるものについては、これを認めることのほうが私はやはり本筋ではないかと思ひます。で、厚生省のほうでも、そういう努力をされるようでございますが、私どもも、側面からできるだけそういう努力をいたしたいと思ひます。

○委員長(大森久司君) 他に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようございますが討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

消費者保護基本法案(衆第二二号)(衆議院提出)を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。よって、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○岡本悟君 私、この際、各党の御了解を得まして、本法案に対する附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

本委員会は、消費者保護基本法案の審議を通じて、消費者保護のための諸施策について検討を重ねてきたが、この際、次の諸点について政府は早急に所要の措置を講ずるよう要望するものである。

一、消費者保護に関する現行諸法令については、本法の立法精神に基づき新たな立場に立つて、再検討を行なうとともに、必要な法令の整備、運用の改善を図ること。

特に、次に掲げる点について、十分配慮し、所要の措置を講ずること。

1 独占禁止法の適用除外規定は、種々の法令にわたっており、必ずしも独占禁止法の関連が明確でなく、その運用に支障があるので、これが整備のため再検討を行なうこと。

2 食品衛生法については、その規定する食品の成分規格を明確にするともに、特殊栄養食品の標示制度を改善して食品衛生法において規定することを検討すること。また、人工甘味料、着色料、漂白剤等の食品添加物、残留農薬及び洗剤等について、その毒性の研究を促進し、許可品目の再点検、規制の強化をはかること。

3 農林物資規格法については、輸入物資を含めて対象品目を拡大するとともに、日本農林規格の品質基準の拡大ないし等級別基準の設定、表示制度の充実、標示方法の明確化をはかること。

4 現行の食品衛生法、栄養改善法、農林物資規格法、不当景品類及び不当表示防止法を通じて食品の表示が、海外諸国に比して立ち遅れ、かつ最近の商品の多様性を反映しなくなっているため、消費者の合理的選択が阻害される傾向にある。従つてその商品の原料製造年月日、等級別規格等の表示の内容及び方法の改善等につき、根本的な再検討を行なうこと。

5 工業標準化法については、適用品目の拡大をはかるとともに、実用性能の規定をもつた規格の制定、表示内容及び表示方法の改善をはかること。なお、必要な品目については、強制規定を設けるよう検討すること。

6 薬事法については、その規定する医薬品について、既許可のものであつても予期せざる副作用が国の内外を問わず発生した場合には、すみやかにその情報を把握し、製造、販売の停止等必要な措置がただちに講ぜられるような体制を整備すること。また、貯法、製造年月日、有効期限等の表示義務の対象薬品を拡大すること。

7 不当景品類及び不当表示防止法については、表示に関する公正競争規約に関連のある業界に対し必要な場合に一定事項の表示

を義務づけるようにするとともに、一般の業種に対しても同様の措置を講じようよう検討すること。また、都道府県知事が公正取引委員会に対し不当表示についての処分請求を行なえるよう検討すること。なお、懸賞による景品類の提供については、商品購入を条件としないものについても規制しようようにすること。

8 消費者の組織については、消費者自身の自主的活動に期待する面が大きいので、消費生活協同組合等民間の消費者組織の効果的発展をはかる方向で適切な措置を検討すること。なお、運用に当つては消費生活協同組合法にもとづく事業の機会均等を防がないよう配慮すること。

二、企業の合併等については、企業格差の拡大によつて、関連業界及び一般消費者に対し、寡占や不正な取引による弊害をもたらすことのないよう独占禁止法の厳正なる運用について配慮すること。

三、再販売価格維持適用品目の洗い直しを早急に行なうとともに、その適用に当つては、小売価格の表示及び各段階のコスト、マージン、リベート等につき事前に十分審査し消費者保護に万全を期すること。また、おとり廉売に対する規制についてすみやかに対策を検討すること。

四、公共的料金については、その上昇を抑制する方向に立ち、決定にあつては、審議会、公聴会等を活用し十分に消費者の意見を反映するよう配慮すること。

五、物価問題懇談会、物価安定推進会議の諸提案、国民生活審議会等の答申について検討し、これが具体化について必要な措置を行なうこと。

右決議する。
以上でございます。御賛同賜へるようお願いいたします。

○委員長(大森久司君) ただいま岡本君から提出

されました附帯決議案を議題といたします。岡本君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。よつて、岡本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤国務大臣及び山田公正取引委員会委員長から発言を求められております。この際、これを許可いたします。宮澤国務大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御熱心な御審議の結果、消費者保護基本法が誕生を見るに至りましたことは、まことに感謝にたえません。ただいまの御決議に対しましては、私ども、この法律を運用いたします上で、十分御趣旨に沿いますよう、留意をいたしていく所存でございます。

○委員長(大森久司君) 山田公正取引委員会委員長。

○政府委員(山田精一君) 公正取引委員会といたしましては、従来とも、独占禁止法の定めるところに従ひまして消費保護のために微力を尽くしてまいりましたつもりでございます。ここに皆さま方のお骨折りによりまして、消費者保護基本法という力強い柱をいただきまして、私ども非常に感激いたしておる次第でございます。消費者保護基本法の条項に従いますことはもちろんでございますが、さらに、ここに附帯決議を、重要また適切な項目を含みました附帯決議を拝聴いたしました。と、あと限り、この御趣旨に沿いますように、前向きに努力いたしますことを決心いたしておる次第でございます。厚くお礼を申し上げます。

○委員長(大森久司君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(大森久司君) これより、第二三号、諸物価の値上げ抑制に関する請願外四件を議題といたします。

本請願は、委員長のもとで整理をいたし、理事会においてその取り扱いを協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大森久司君) 速記を起こしてください。

それでは、ただいま審査いたしましたとおり、第二三号、第三六八八号、以上二件の請願は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものと決定いたしましたし、第三一三〇号、第四八四九号、第五二〇二号、以上三件の請願につきましても留保と決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大森久司君) 次に、継続調査要求についておはかりいたします。

当面の物価等対策樹立に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

なお、要求書の作成及び提出の時期等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

別に御発言がなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共料金の値上げ反対等に関する請願(第四八四九号)(第五二〇二号)

第四八四九号 昭和四十三年五月十四日受理
公共料金の値上げ反対等に関する請願(十通)

請願者 岐阜県吉城郡古川町三ノ町 柳七
郎右エ門外二千六百二名

紹介議員 北村 暢君

公共料金等に関する、左記のとおり要求する。

- 一、国鉄、私鉄の定期及び運賃、酒、たばこなど、いっさいの公共料金の値上げをしないこと。
- 二、消費者米価の引上げをやめ、農民に生産費を償う米価を保障するとともに、食糧管理制度の改悪をやめ、真の二重価格制を確立すること。
- 三、大企業の不当な独占価格をやめさせること。
- 四、健康保険、失業保険の政悪をやめ、国と資本家が負担する医療費を増額すること。

第五二〇二号 昭和四十三年五月十六日受理
公共料金の値上げ反対等に関する請願(五百二十七通)

請願者 岐阜市青柳町七ノ一九 渡辺貞治
郎外四千九百七名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四八四九号と同じである。

昭和四十三年六月五日印刷

昭和四十三年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局